

川島町国土強靱化地域計画

令和4年3月

川島町

< 目 次 >

第 1 章 計画の策定趣旨、位置付け

- 1. 計画の策定趣旨..... 1
- 2. 計画の位置付け..... 1

第 2 章 地域特性

- 1. 位置..... 3
- 2. 地形..... 4
- 3. 気象..... 5
- 4. 人口..... 6
- 5. 交通..... 10
- 6. 産業..... 11
- 7. 社会資本（建築年別整備状況）..... 12
- 8. 過去の災害..... 14
- 9. 想定される災害..... 16

第 3 章 強靱化の基本的考え方

- 1. 基本目標..... 20
- 2. 事前に備えるべき目標..... 20

第 4 章 脆弱性評価と対応方針

- 1. 脆弱性評価の考え方..... 21
- 2. 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定..... 22
- 3. 施策分野の設定..... 24
- 4. 脆弱性評価および対応方針の設定..... 26
- 5. 重点化プログラムの設定..... 46

第 5 章 計画の推進

- 1. 計画の進捗管理..... 48
- 2. 計画の見直し..... 48

第 1 章 計画の策定趣旨、位置付け

1. 計画の策定趣旨

国においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、平常時から大規模自然災害等、様々な危機を想定して備えることが重要であるとの認識のもと、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」（以下「基本法」という）を公布・施行し、平成 26 年 6 月に同法に基づき国土強靭化に関係する国の計画等の指針となる「国土強靭化基本計画」（以下「基本計画」という）を策定しました。

埼玉県においても、市町村や関係機関の連携の下、県の強靭化に関する施策を総合的、計画的に推進するための地域計画として、平成 29 年 3 月に「埼玉県地域強靭化計画」（以下「県計画」という）を策定しました。

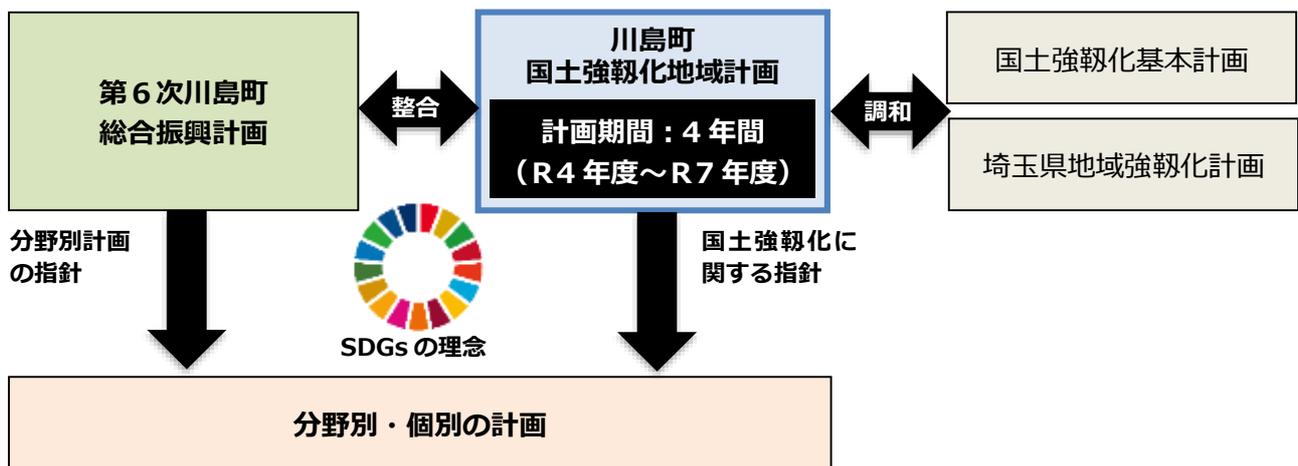
本町においても、過去の災害を教訓に、大規模自然災害が発生しても町民の生命・生活を最大限に守る「強さ」と、被害を最小化することで迅速な復旧・復興を可能とする「しなやかさ」を持った災害に強いまちづくりを推進するため、基本計画および県計画との調和を図りつつ「川島町国土強靭化地域計画（以下「本計画」という）」を策定します。

2. 計画の位置付け

本計画は、国土強靭化基本法第 13 条に基づく「国土強靭化地域計画」として策定します。

また、基本計画および県計画と調和を図ると同時に「第 6 次川島町総合振興計画」における防災・減災に係る施策を計画的に推進する上での指針となる計画として位置付けます。

【川島町国土強靭化地域計画と他計画との関係性】



(1) 国土強靭化とは

国土強靭化とは、大規模自然災害等に備えるため、「事前防災・減災」と「迅速な復旧・復興」に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靭な国づくり・地域づくりを推進するものです。

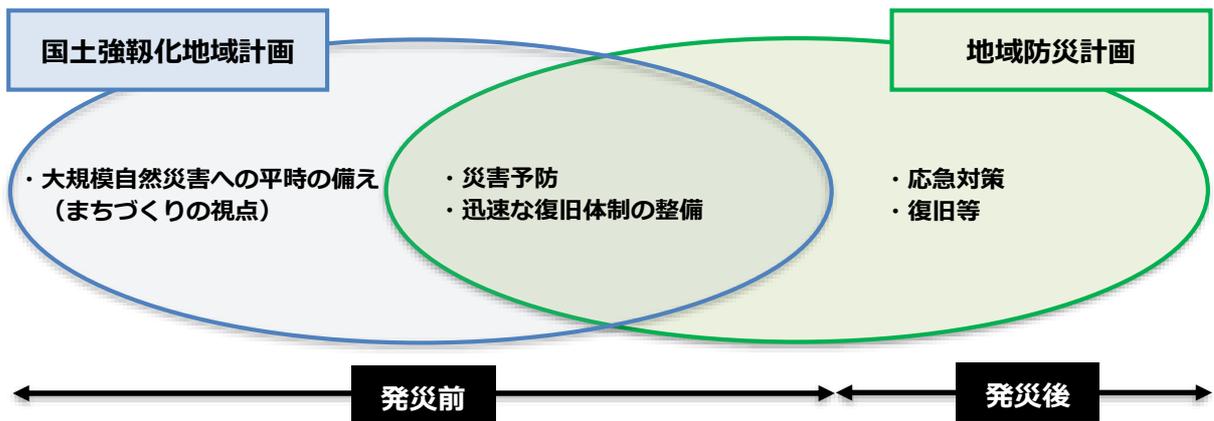
(2) 地域防災計画と国土強靱化地域計画

本町における防災への取組について定めた計画としては、既に「川島町地域防災計画」があります。

地域防災計画は、地震や洪水、原子力災害等、災害の種類ごとに防災に関する業務等を定めるものであり、災害対策を実施する上での予防や発災後の応急対策、復旧等に視点を置いた計画となっています。これに対して本計画は、平常時の備えを中心に、まちづくりの視点も合わせたハード・ソフト両面での包括的な計画となります。

両者は互いに密接な関係を持ちつつ、それぞれが自然災害の発生前後において必要とされる対応について定めています。

【国土強靱化地域計画と地域防災計画の関係性】



(3) 計画期間

本計画は、第6次川島町総合振興計画に合わせて、計画期間を令和4年度～令和7年度までの4年間とします。

その後も、第6次川島町総合振興計画の見直し等と合わせて、本計画の見直しを行っていきます。

(4) 川島町国土強靱化地域計画とSDGs

持続可能な開発目標(SDGs)とは、平成13年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28年から令和12年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

本町においては、第6次川島町総合振興計画からSDGsの理念を取り込み、持続可能な開発目標を意識しながら町政運営に取り組むこととします。

そのため、本計画においてもSDGsの理念を踏まえながら、計画の推進に取り組みます。



第2章 地域特性

1. 位置

本町は、県のほぼ中央にあり、東京都心から約 45 km圏内に位置し、町域は東西方向 11.17km、南北方向 7.9 kmにおよび、面積は 41.63k m²を有しています。また、荒川をはじめ都幾川、越辺川、入間川および市野川などの河川に四方を囲まれ、川越市、上尾市、桶川市、北本市、東松山市、坂戸市、吉見町の6市1町に接しています。

【本町の位置】



出典：川島町都市計画マスタープラン（令和4年）

2. 地形

本町は、大宮台地、比企丘陵および入間台地に挟まれた荒川流域の低地に位置し、四方を河川に囲まれています。地形は、旧河道沿いに形成された自然堤防（微高地）を除いて低湿な氾濫平野が広い面積を占めています。地形勾配も西部から東部に向かって1,000分の1程度（高低差約7m）となっています。

本町の地形は大きく3つに分けられ、自然堤防（微高地）、旧河道地域、氾濫平野からなり、水と緑豊かな田園環境を形成しています。自然堤防上には集落が発達し、樹林地もみられるなど良好な集落景観を形成しています。旧河道地域や氾濫平野は、水田として利用されています。

【本町周辺の地形】



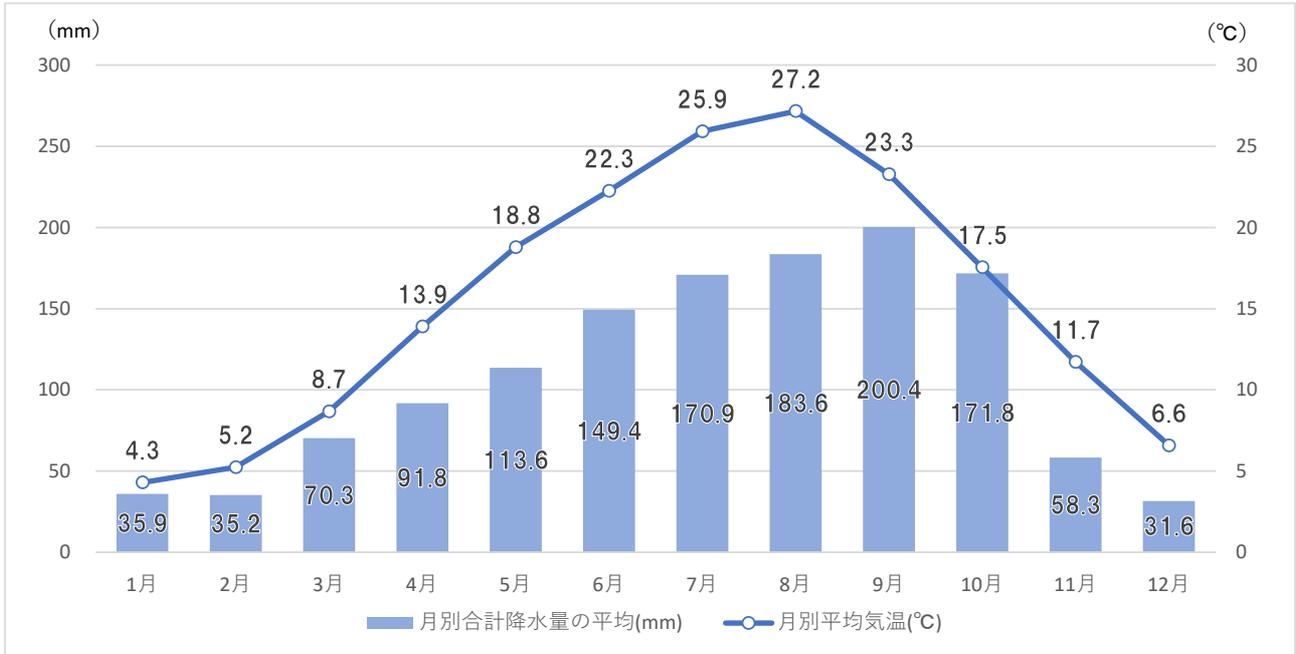
出典：川島町都市計画マスタープラン（令和4年）

3. 気象

気象は温暖な内陸的気候を示す典型的な太平洋側気候に属しており、また内陸に位置するため、夏の高温と冬の乾燥が厳しいことも特色となっています。

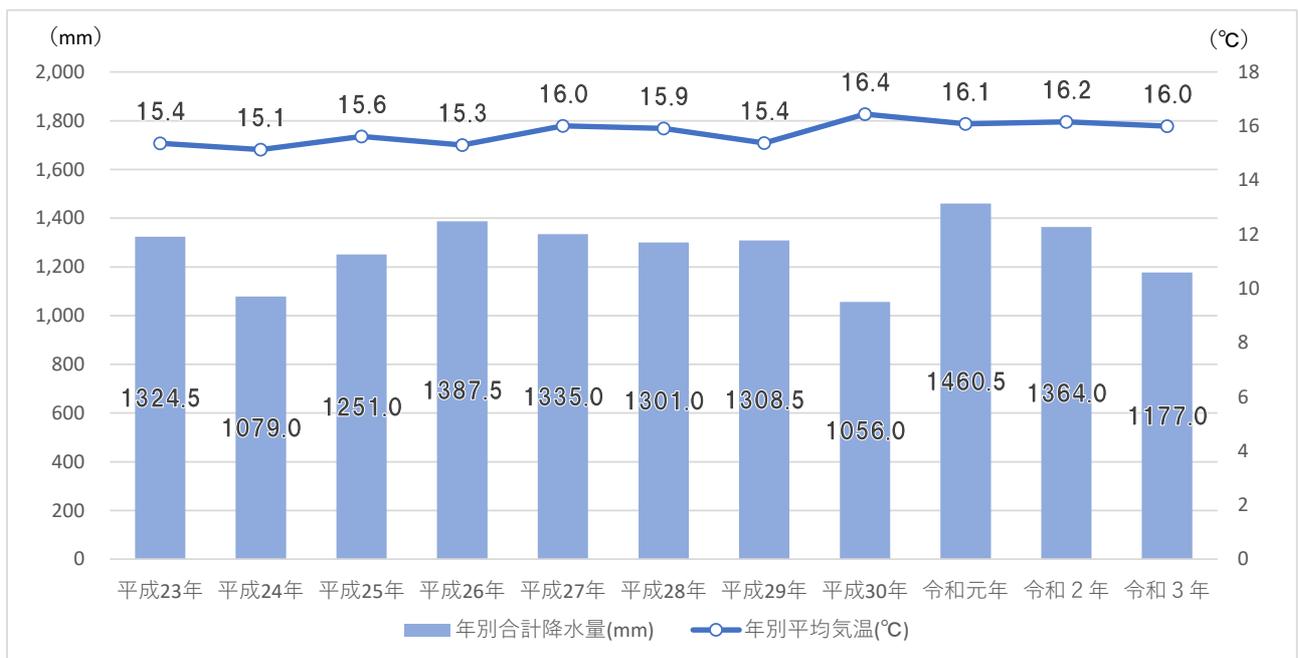
年間の平均気温は 15℃前後で、夏期の雷雨はほかの地域を通り抜けることが多く、降水量は全国的には少ない地域に属しており、年間の平均降雨量は約 1,300mm となっています。

【月別合計降水量の平均と月別平均気温（平成元年～令和3年）】



出典：熊谷地方気象台

【年別合計降水量と年別平均気温】



出典：熊谷地方気象台

4. 人口

(1) 総人口

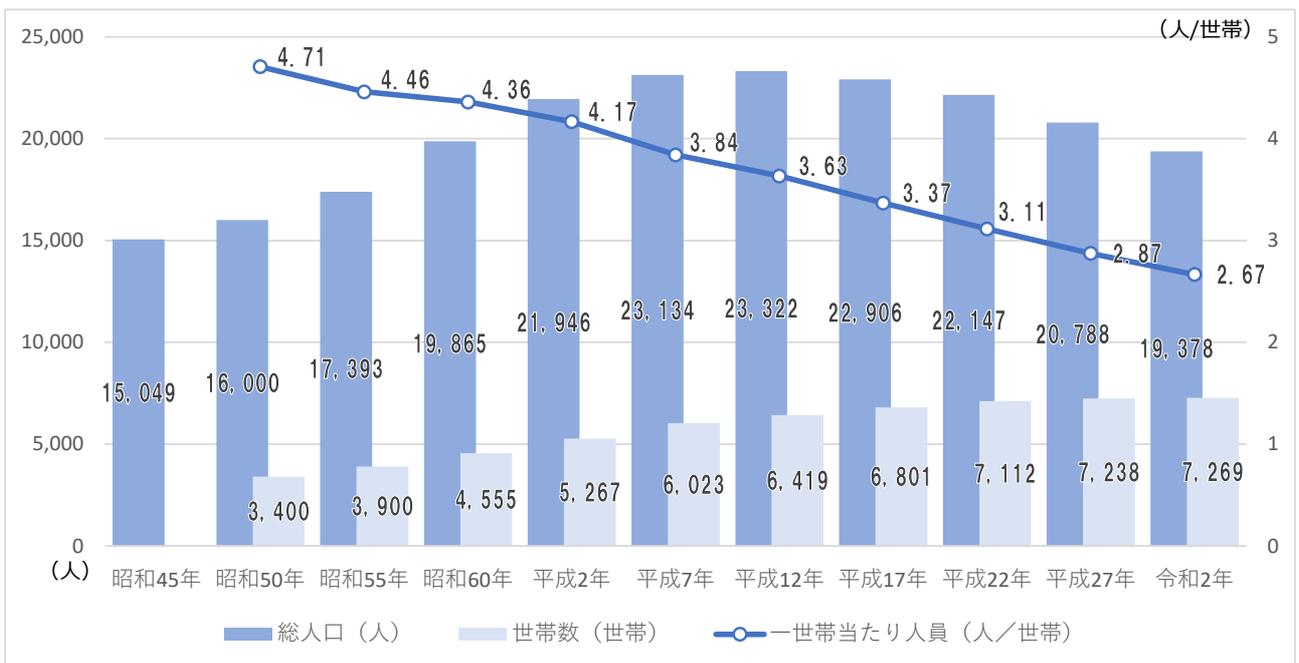
本町の国勢調査における総人口は、昭和45年(15,049人)から平成12年(23,322人)までの30年間は一貫して増加傾向にあり、この間の増加率は155%となっています。

しかし、平成12年を境に人口減少に転じ、平成12年から令和2年の20年間で3,944人減少(減少率17%)しています。

世帯数は、昭和50年以降増加が続いており、平成22年の1世帯あたり人員3.1人(県平均2.5人)は県内市町村において4番目に高くなっています。

【人口・世帯数の推移(増加数・増加率は対前回比)】

	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	
総人口(人)	15,049	16,000	17,393	19,865	21,946	23,134	23,322	22,906	22,147	20,788	19,378	
世帯数(世帯)	-	3,400	3,900	4,555	5,267	6,023	6,419	6,801	7,112	7,238	7,269	
一世帯あたり人員(人/世帯)	-	4.71	4.46	4.36	4.17	3.84	3.63	3.37	3.11	2.87	2.67	
人口	増加数(人)	-	951	1,393	2,472	2,081	1,188	188	-416	-759	-1,359	-1,410
	増加率(%)	-	6.32	8.71	14.21	10.48	5.41	0.81	-1.78	-3.31	-6.14	-6.78
世帯	増加数(世帯)	-	-	500	655	712	756	396	382	311	126	31
	増加率(%)	-	-	14.71	16.79	15.63	14.35	6.57	5.95	4.57	1.77	0.43



出典：国勢調査

(2) 年齢3区分別人口の推移

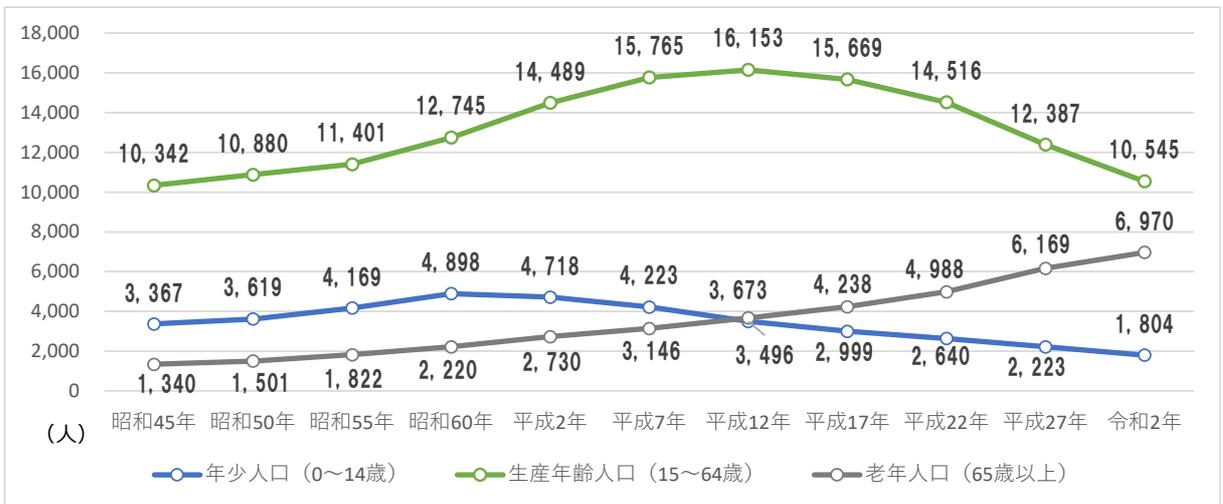
昭和45年から令和2年までの年齢3区分別人口をみると、年少人口（0～14歳）は昭和60年の4,898人が最も多く、それ以降は減少しています。

生産年齢人口（15～64歳）は、総人口と同じく平成12年まで増加していましたが、それ以降は減少しています。

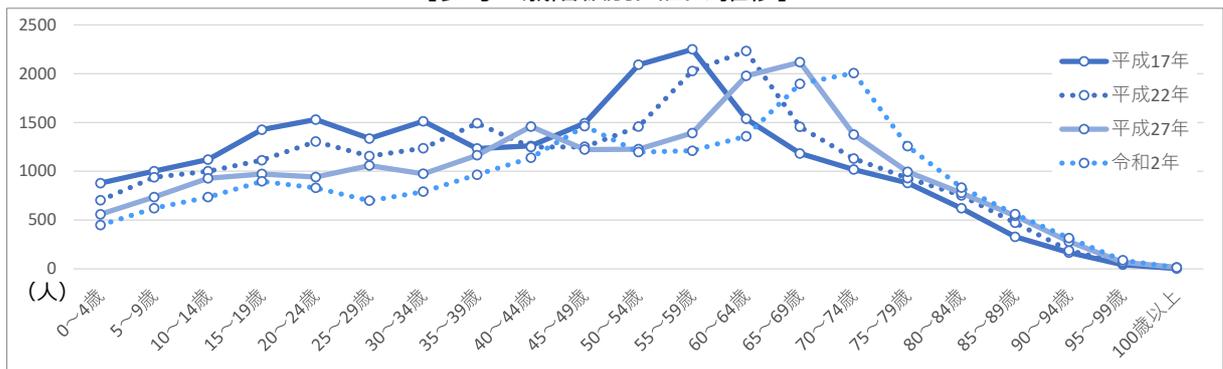
一方、老年人口（65歳以上）は令和2年まで一貫して増加しており、平成7年以降は増加人数が拡大しています。

【年齢3区分別の人口推移】

	年少人口（0～14歳）	生産年齢人口（15～64歳）	老年人口（65歳以上）
昭和45年	3,367	10,342	1,340
昭和50年	3,619	10,880	1,501
昭和55年	4,169	11,401	1,822
昭和60年	4,898	12,745	2,220
平成2年	4,718	14,489	2,730
平成7年	4,223	15,765	3,146
平成12年	3,496	16,153	3,673
平成17年	2,999	15,669	4,238
平成22年	2,640	14,516	4,988
平成27年	2,223	12,387	6,169
令和2年	1,804	10,545	6,970



【参考 歳階級別人口の推移】



出典：国勢調査

(3) 年齢3区分別人口の割合の推移

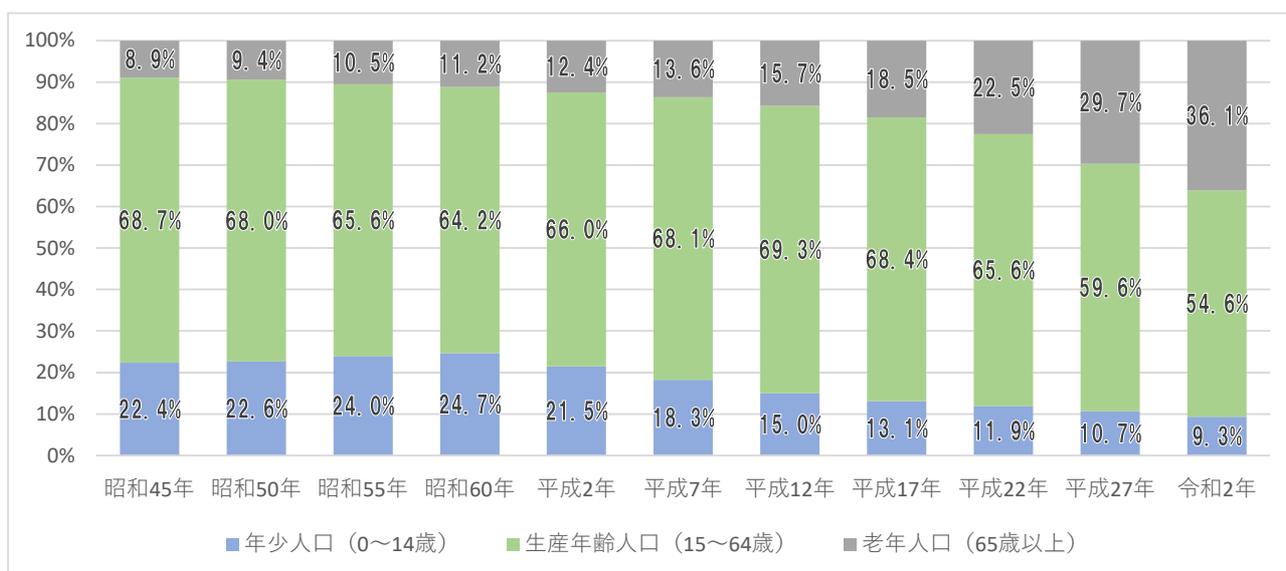
昭和45年から令和2年までの年齢3区分別人口の割合をみると、年少人口割合（0～14歳）は昭和60年の24.7%をピークに低下し、令和2年は9.3%となっています。

生産年齢人口割合（15～64歳）は64%～69%台と概ね横ばいで推移していましたが、令和2年は54.6%に低下しています。

老年人口割合（65歳以上）は一貫して増加し、令和2年は36.1%に上昇しています。老年人口割合はいわゆる高齢化率と呼ばれます。昭和45年から平成12年の30年間で約7%の上昇であった高齢化率ですが、平成12年から令和2年の20年間では約20%上昇しており、近年は高齢化率が急速に上昇している状況です。

【年齢3区分別人口の割合の推移】

	年少人口（0～14歳）	生産年齢人口（15～64歳）	老年人口（65歳以上）
昭和45年	22.4%	68.7%	8.9%
昭和50年	22.6%	68.0%	9.4%
昭和55年	24.0%	65.6%	10.5%
昭和60年	24.7%	64.2%	11.2%
平成2年	21.5%	66.0%	12.4%
平成7年	18.3%	68.1%	13.6%
平成12年	15.0%	69.3%	15.7%
平成17年	13.1%	68.4%	18.5%
平成22年	11.9%	65.6%	22.5%
平成27年	10.7%	59.6%	29.7%
令和2年	9.3%	54.6%	36.1%



出典：国勢調査

(4) 通勤・通学

平成 27 年の本町への通勤・通学の流入状況を見ると、川越市が 1,232 人と最も多く、次いで坂戸市が 991 人、東松山市が 931 人となっており、近隣市町からの流入が多くなっています。また、流入の 99.3%は通勤となっており、通学での流入はほとんどみられません。

平成 27 年の本町からの通勤・通学の流出状況を見ると、流入と同様に川越市が 1,952 人と最も多く、次いで東京都が 849 人、東松山市が 525 人となっています。

【通勤・通学状況】

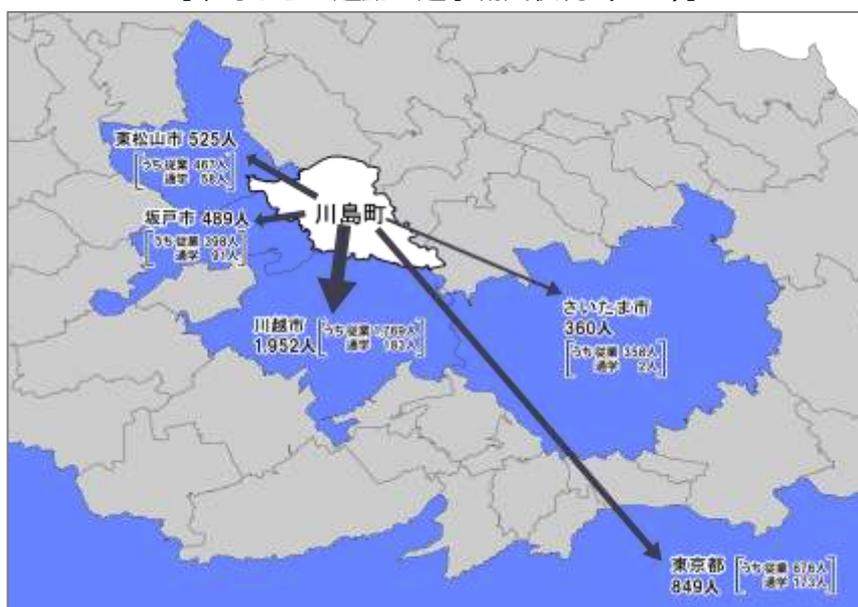
	流入人口（15歳以上）			流出人口（15歳以上）			夜間人口	昼間人口	昼間人口指数
	総数	通勤	通学	総数	通勤	通学			
平成22年	5,870	5,810	60	7,908	6,787	1,121	22,147	20,580	93%
平成27年	7,096	7,043	53	6,654	5,837	817	20,788	21,424	103%

出典：国勢調査

【本町への通勤・通学流入状況（H27）】



【本町からの通勤・通学流出状況（H27）】

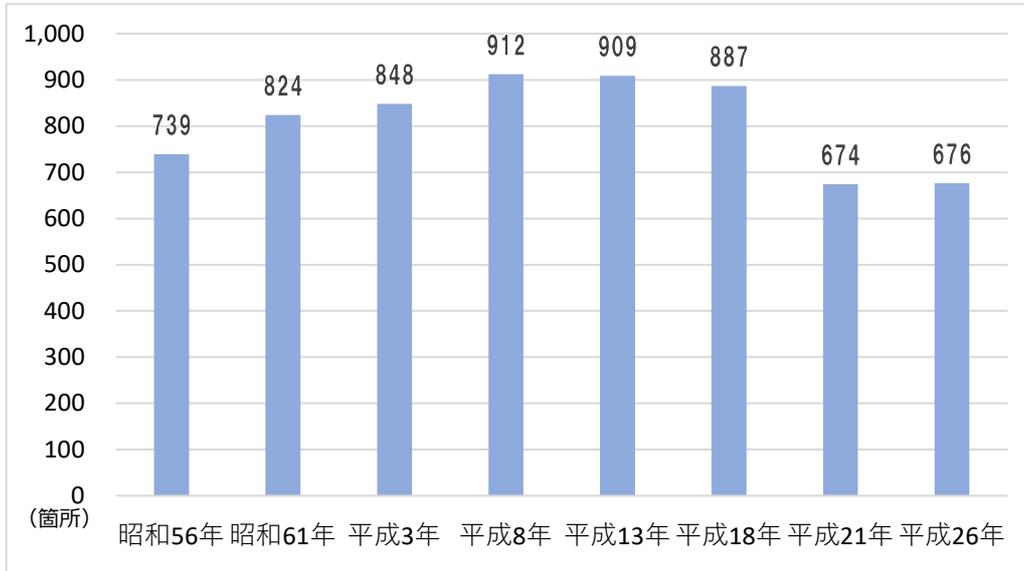


6. 産業

事業所数は、平成 8 年の 912 か所がピークとなっており、それ以降は減少傾向がみられ、平成 26 年には 676 か所となっています。

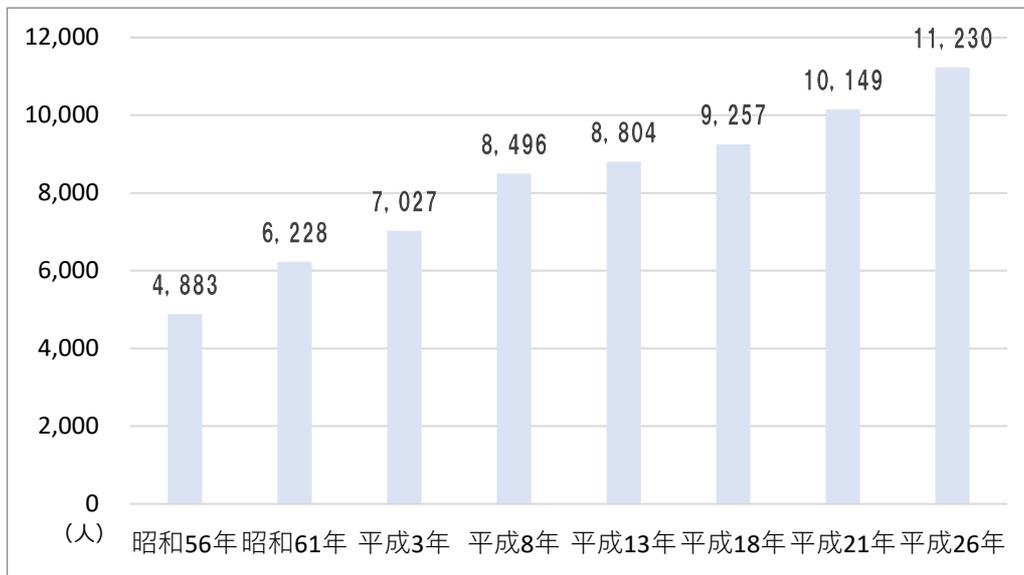
従業者数については、昭和 56 年から一貫して増加傾向にあり、平成 26 年の 11,230 人が最も多くなっています。

【事業所数の推移】



出典：事業所・企業統計調査報告、経済センサス（平成 21 年・平成 26 年）

【従業者数の推移】

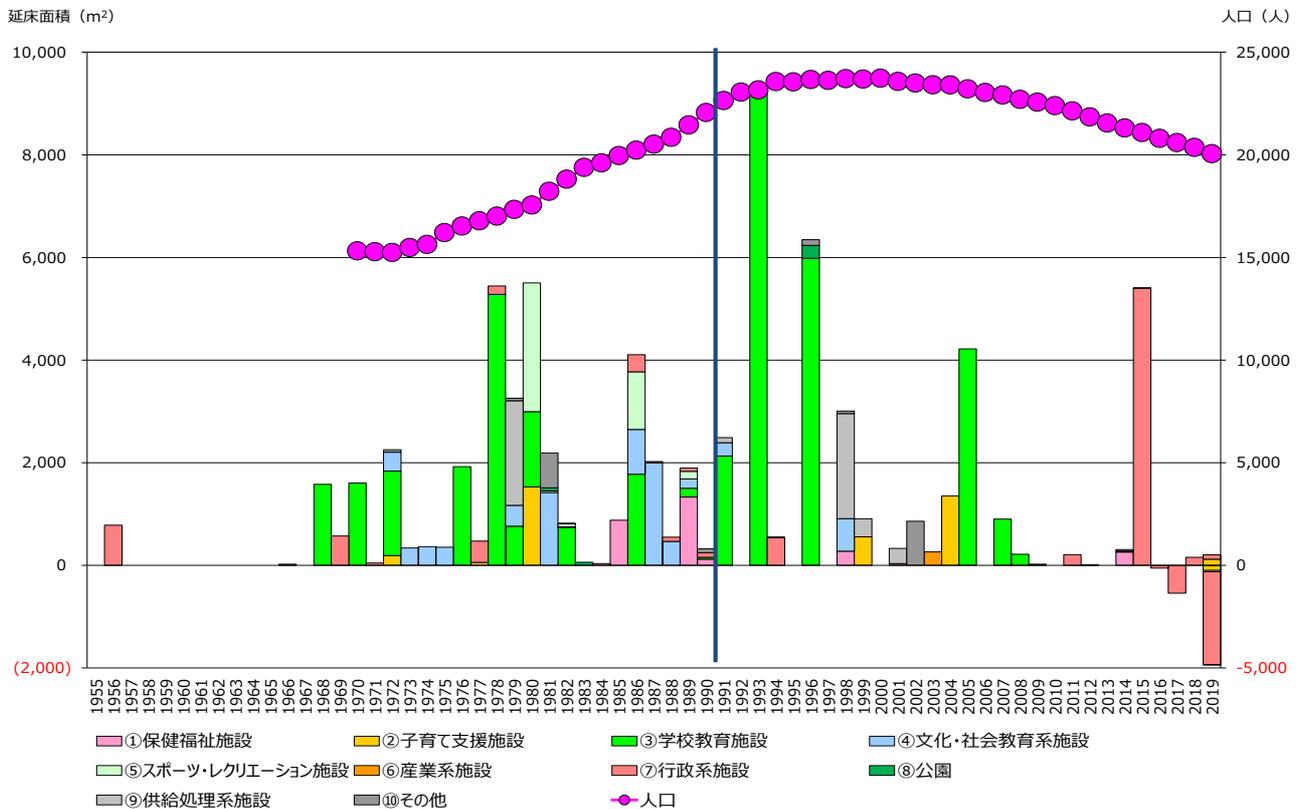


出典：事業所・企業統計調査報告、経済センサス（平成 21 年・平成 26 年）

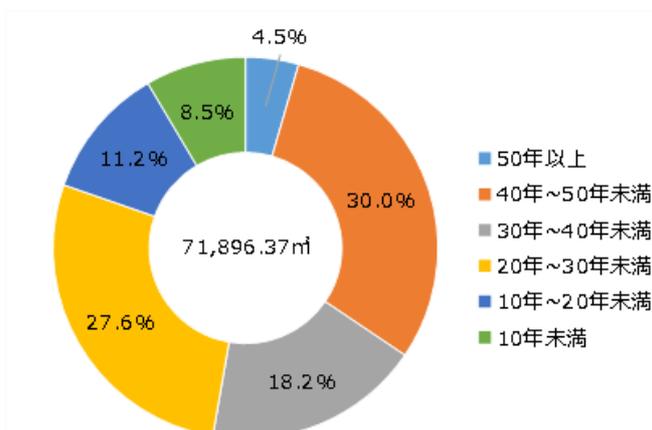
7. 社会資本（建築年別整備状況）

人口の増加に伴い、昭和 40 年代から平成初期にかけて、主に学校教育施設を整備してきました。すでに建築後 30 年を経過している施設（平成 3（1991）年以前に建築した施設）の延床面積は、37,906.80 m²となり全体の 52.7%を占めています。

【建築年別延床面積】



【経過年数別床面積割合】

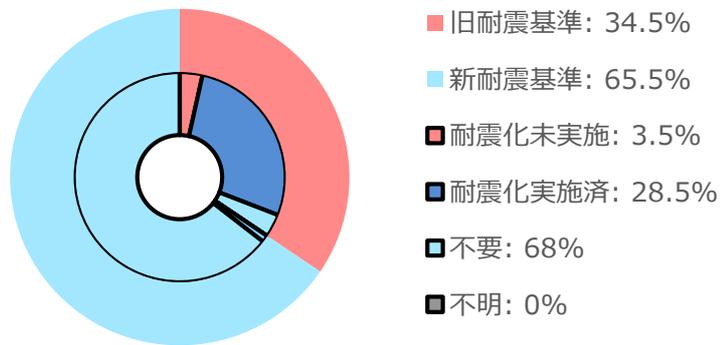


経過年数	面積 (m ²)
50年以上	3,206.00
40年～50年未満	21,582.91
30年～40年未満	13,117.89
20年～30年未満	19,865.68
10年～20年未満	8,038.69
10年未満	6,085.20
合計	71,896.37

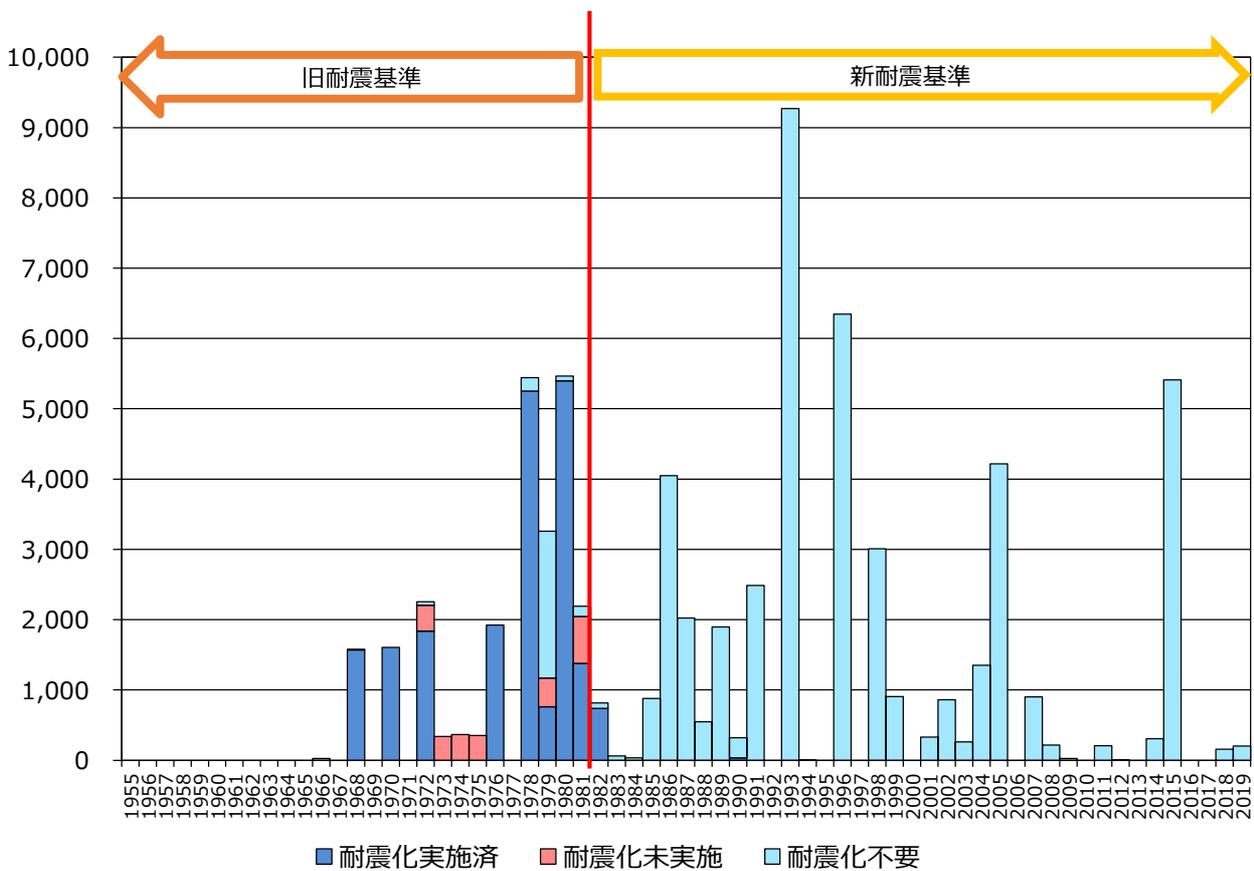
出典：川島町公共施設等総合管理計画（令和 4 年）

昭和 56 年（1981 年）以前の旧耐震基準で設計された施設の延床面積は、24,788.91 m²となり全体の 34.5%を占めています。学校を中心に耐震補強工事を進め、令和 3（2021）年度末時点で耐震化率は、96.5%となっています。

【耐震化の状況】



延床面積 (m²)



出典：川島町公共施設等総合管理計画（令和 4 年）

【参考 住宅の耐震化の状況】

区分	全戸数 ①=②+③	昭和 57 年 以降の 建築戸数 ②	昭和 56 年以前の建築戸数		耐震性を有 する全住宅 戸数 ⑥=②+④	耐震化率 (%) ⑦=⑥/①×100	
			③=④+⑤	耐震性を有する 戸数 ④=③×推計値			耐震性 不十分 ⑤
戸建住宅	8,394	5,276	3,118	830	2,288	6,106	72.7
その他、 共同住宅等	855	840	15	11	4	851	99.5
合計	9,249	6,116	3,133	841	2,292	6,957	75.2

出典：川島町建築物耐震改修促進計画（平成 29 年）

8. 過去の災害

川島町はその名の表すとおり、川に囲まれた町であるため、往古より洪水にたびたび苦しめられてきました。現在は河川改修が進みましたが、災害といえば、第一に洪水による災害のことを考えなければならぬ状況です。

(1) 風水害（主要な災害履歴を抜粋）

西暦	年代	河川名	被害地名	被害状況					
1947	昭和 22 年 9月 14 日～15 日 カスリーン（台風）		中山	浸水	119 戸	田畑	14 町 8 反		
			伊草	浸水	170 戸	田畑	11 町 6 反		
			三保谷	浸水	280 戸	田畑	13 町 8 反	釘無 40m破堤	
			出丸	浸水	195 戸	田畑	11 町 1 反	曲師 40m破堤	
			八ツ保	浸水	59 戸	田畑	13 町 5 反		
			小見野	浸水	8 戸	田畑	13 町 2 反		

出典：川島町地域防災計画

西暦	年代	雨量等	被害状況	
1982	昭和 57 年 9月 11 日～12 日 台風第 18 号	総雨量 (9/10～9/12) 329.5 mm 日最大 204.5 mm	床上浸水 1 棟	床下浸水 110 棟
			田畑冠水 260.4ha	
			堤防被害	
			東大塚 288 地先堤防	外側陥没 2 か所 3.3 m ²
			鳥羽井沼北 100m	外側崩れ 長さ 32m 天端幅 3m
				外側崩れ 長さ 25m 天端幅 1m
			鳥羽井樋管	内側崩れ 2 m ²
			上伊草金乗院脇	内側崩れ 2 m ²
				五徳縫い 2 か所施す
			下伊草 125 地先堤防	内側浸水
				五徳縫い 1 か所施す
			下伊草 東福院	内側浸水
五徳縫い 5 か所施す				
下伊草 175 地先堤防	内側浸水			
	五徳縫い 3 か所施す			
下伊草 182 地先堤防	内側浸水			
	五徳縫い 1 か所施す			
釘無 155 地先前	浸水表面亀裂 長さ 20m 幅 15m			
	月の輪 2 か所、表席張りシート 9 枚			
	人的被害 軽傷 1 名 住宅被害 94 棟			
2019	令和元年 10月 12 日～15 日 令和元年東日本 (台風第 19 号)	総雨量 246.0 mm 日最大 239.5 mm	正直、戸守、上猪地区（事業所等を含む）	
			住家床上浸水 3 件	
			住家床下浸水 7 件	
			水害農地面積 41,297 m ²	

出典：川島町地域防災計画

(2) 地震

① 関東大震災（埼玉県全体の記録および埼玉各市町村誌より抜粋）

日時・規模・発生場所等		川島町の被害状況						
発生日	1923年（大正12年9月1日）	中山	全壊	53戸	半壊	53戸	死傷者	1名
規模	マグニチュード7.9	伊草	全壊	158戸	半壊	83戸	死傷者	2名
震源地	相模湾	三保谷	全壊	28戸	半壊	78戸	死傷者	3名
被災地域	東京・神奈川・静岡・千葉 ・山梨・茨城・埼玉	出丸	全壊	77戸	半壊	51戸	死傷者	2名
		八ツ保	全壊	38戸	半壊	38戸		
死者	99,331名	小見野	全壊	5戸	半壊	50戸		
行方不明者	43,476名							
負傷者	103,733名							
家屋全壊	128,266戸							
〃 焼失	447,128戸							
〃 流失	868戸							
〃 半壊	126,233戸							
旧東京市、横浜市および横須賀市の大部分が焼失								

出典：川島町地域防災計画

② 西埼玉地震（埼玉県全体の記録および埼玉各市町村誌より抜粋）

日時・規模・発生場所等		川島町の被害状況						
発生日	1931年（昭和6年9月21日）	中山	全壊	1戸	半壊	2戸	破損	21戸
規模	マグニチュード6.9	伊草	破損	353戸				
震源地	埼玉県深谷市	出丸	破損	3戸				
被災地域	埼玉・茨城・群馬	八ツ保	破損	9戸				
死者	16名（家屋の圧死が多い）	小見野	全壊	1戸	破損	15戸	死傷者	1名
負傷者	146名							
住家全壊	76戸							
〃 半壊	124戸							
非住宅全壊	131戸							
〃 半壊	161戸							

出典：川島町地域防災計画

③ 平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）

日時・規模・発生場所等		川島町の被害状況		
発生日時	2011年（平成23年3月11日） 14時46分	町震度計：5.0（階級震度：5強）		
規模	モーメントマグニチュード9.0	人的被害なし		
最大震度	7（宮城県栗原市）	被害の多くは、住宅の屋根瓦の一部破損		
震源位置	三陸沖（北緯38.1）	中山	一部破損	156戸
震源の深さ	24km	伊草	一部破損	36戸
津波最大波	9.3m以上（福島県相馬） ※データ入手できない期間があり、 さらに高い可能性がある。	三保谷	一部破損	50戸
		出丸	一部破損	25戸
		八ツ保	一部破損	52戸
死者	15,893人	小見野	一部破損	89戸
行方不明者	2,567人	その他	63件	（ブロック塀の倒壊、 物置外壁の亀裂および剥離 等）
負傷者	6,152人			
家屋全壊	121,771戸	鳥羽井沼の駐車場の一部で液状化、護岸の一部崩落		
半壊	277,846戸			
一部破損	726,029戸			
（H27.11.10現在 警察庁広報資料より抜粋）				

出典：川島町地域防災計画

9. 想定される災害

(1) 風水害

本町では、四方を荒川、入間川、越辺川、都幾川、市野川が流れており、過去においては大きな洪水被害が発生しています。

平成 27 年に水防法が改正され、これまで河川整備において基本となる降雨を前提としていた洪水浸水想定区域図(計画規模)が、想定し得る最大規模(以下、「想定最大規模」という)の降雨を前提とした区域図に拡充して、河川管理者から公表されました。

現在、指定・公表されている想定最大規模の浸水想定区域図のうち、本町に係る河川は以下のとおりです。

【想定最大規模の浸水想定区域図のうち本町に係る河川】

指定河川名	浸水想定区域図名	作成主体	作成・指定年月日	指定の前提となる計画降雨
荒川	荒川水系荒川浸水想定区域図	国土交通省 関東地方整備局 荒川上流河川事務所・ 荒川下流河川事務所	H28.5.30	荒川流域の 72 時間 総雨量 632 mm
			R1.6.20	入間川流域の 72 時 間総雨量 740 mm
市野川	荒川水系市野川浸水想定区域図	埼玉県	R2.5.26	2 日間総雨量 819 mm

出典：川島町地域防災計画

① 荒川浸水想定区域（浸水想定結果）

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所では、荒川水系に 72 時間総雨量 632 mm、入間川水系 72 時間総雨量 740 mm が降り、かつ荒川の堤防が決壊した場合に想定される浸水状況を氾濫シミュレーションにより求めており、浸水想定区域は洪水ハザードマップに示すとおりです。

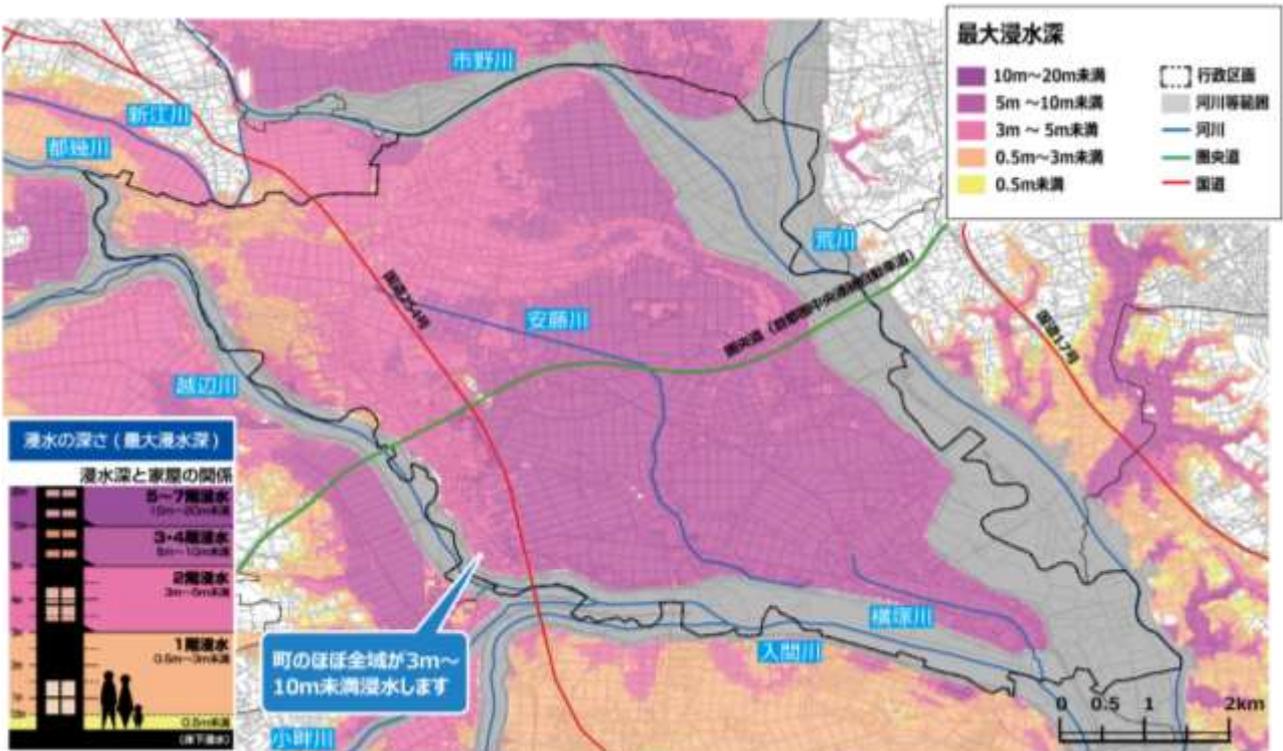
これによると、本町全域にわたり浸水すると想定されており、水深は深いところで 5m～10m 未満となり、浸水継続時間は最大 2 週間程度も浸水が引かないとされています。

② 市野川浸水想定区域（浸水想定結果）

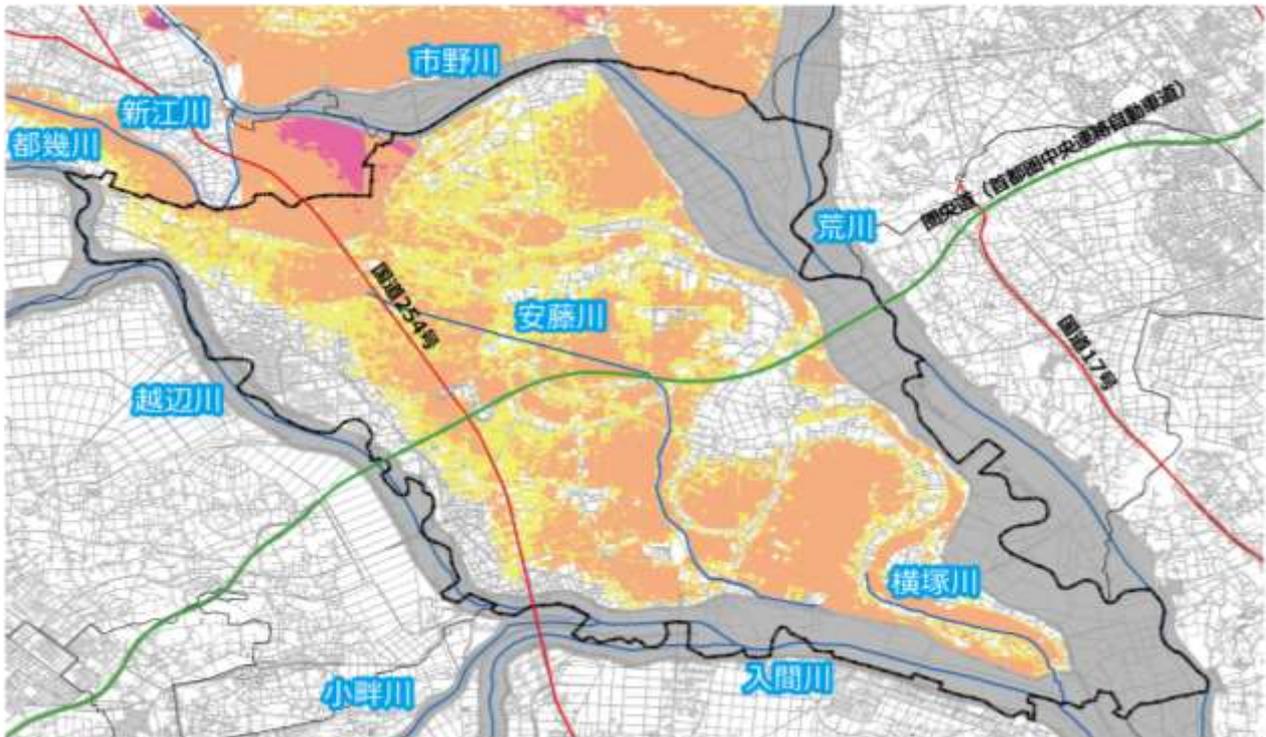
埼玉県では、市野川流域に 2 日間 819 mm が降り、かつ市野川の堤防が決壊した場合に想定される浸水状況を氾濫シミュレーションにより求めており、浸水想定区域は洪水ハザードマップに示すとおりです。

これによると、荒川の堤防が決壊した場合と比べ、浸水想定区域は全域とはならないが、避難が必要と考えられる浸水深 0.5m 以上(床上浸水)の区域は、広範囲になるとされています。

【荒川浸水想定区域図】



【市野川浸水想定区域】



出典：川島町ハザードマップ

(2) 地震

埼玉県では、東日本大震災において想定を超える地震・津波が発生し、広域かつ甚大な被害が生じたことを踏まえ、最新の科学的知見や基礎的データを反映して「平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査」を実施しました。

この調査は、埼玉県に甚大な影響を及ぼす可能性のある 5 つの地震を想定し、震度分布や建物倒壊、火災延焼、死者数等の被害量を予測するものです。

埼玉県が想定した 5 つの地震において、本町に最も大きな被害をもたらす地震は「関東平野北西縁断層帯地震」であり、次に大きな被害をもたらすのは、「茨城県南部地震」となっています。

埼玉県が想定した 5 つの地震および被害想定結果は以下のとおりです。

【地震想定】

地震のタイプ	想定地震	マグニチュード	想定概要	今後 30 年以内の地震発生確率
海溝型	東京湾北部地震	7.3	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映	70% (南関東地域として)
	茨城県南部地震	7.3		
	元禄型関東地震	8.2	過去に首都圏に大きな被害をもたらしたとされる巨大地震を想定	ほぼ 0%
活断層型	関東平野北西縁断層帯地震	8.1	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定	ほぼ 0%～0.008%
	立川断層帯地震	7.4	最新の知見に基づく震源条件により検証	0.5%～2%

【各想定地震の震源・断層位置図】



出典：埼玉県地震被害想定調査報告書（平成 26 年 3 月）

【川島町における地震被害想定結果】

項目	予測内容		単位	東京湾 北部 地震	茨城県 南部 地震	元禄型 関東地震	関東平野 北西縁 断層帯地震	立川 断層帯 地震	
震度	最大震度		—	5強	5強	5強	7	6弱	
液状化	高い地域	面積	km ²	0.000	0.000	0.000	19.99	0	
		面積率	%	0.0	0.0	0.0	48.1	0	
建物被害	全壊 (揺れ+液状化)	全壊棟数	棟	0	78	15	2,988	2	
		全壊率	%	0.0	0.61	0.12	23.29	0.02	
	半壊 (揺れ+液状化)	半壊棟数	棟	10	140	31	2,256	30	
		半壊率	%	0.08	1.09	0.24	17.59	0.23	
	全壊 (急傾斜地崩壊)	全壊棟数	棟	0	0	0	0	0	
		全壊率	%	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	半壊 (急傾斜地崩壊)	半壊棟数	棟	0	0	0	0	0	
		半壊率	%	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	焼失	焼失棟数	棟	1	1	1	89	1	
		焼失率	%	0.01	0.01	0.01	0.61	0.01	
人的被害	死者数		人	0	0	0	179	0	
	負傷者数		人	2	4	2	747	5	
	うち重傷者数		人	0	0	0	237	0	
ライフライン被害	電気	停電人口	直後	人	36	6,066	1,167	22,147	164
			1日後	人	7	924	179	22,147	27
		停電率	直後	%	0.16	27.39	5.27	100	0.74
			1日後	%	0.03	4.17	0.81	100	0.12
	電話	不通回線	回線数	回線	0	4	1	219	1
			不通率	%	0.01	0.04	0.01	2.57	0.01
		携帯電話	停電率	%	0.0	4.2	0.8	100	0.1
			不通率	%	0.0	0.0	0.0	2.6	0
	都市ガス	供給停止件数		件	0	0	0	948	0
		供給停止率		%	0.0	0.0	0.0	100	0
	上水道	断水人口		人	2,089	214	0	17,712	232
下水道	機能支障人口		人	2,428	2,540	2,486	4,091	2,521	
生活支障	避難者数	1日後		人	5	168	35	5,792	5,785
		1週間後		人	143	182	35	6,711	6,692
		1か月後		人	5	171	35	7,904	7,664
	帰宅困難者数	平日		人	3,675	3,349	3,549	4,130	4,001
		休日		人	2,813	2,596	3,472	3,130	2,989
	住機能支障	応急仮設住宅等 需要数		棟	0	16	3	558	1
その他	廃棄物	災害廃棄物		万ト	0.0	1.9	0.4	49.9	0.1
				万m ³	0.0	1.3	0.3	32.3	0.0

出典：埼玉県地震被害想定調査報告書（平成26年3月）

第3章 強靱化の基本的考え方

1. 基本目標

基本計画および県計画を踏まえ、本町における強靱化を推進するために、以下の4つの「基本目標」を設定しました。

《川島町の基本目標》

- ① 町民の生命を最大限守ること
- ② 地域社会の重要な機能を維持し、生活・経済への影響をできる限り軽減すること
- ③ 町民の財産および公共施設の被害をできる限り軽減すること
- ④ 迅速な復旧・復興を可能とする備えをすること

2. 事前に備えるべき目標

県計画を踏まえ、基本目標の実現のため、より具体的な目標として、以下の8つの「事前に備えるべき目標」を設定しました。

【川島町の事前に備えるべき目標】

事前に備えるべき目標	
1	被害の発生抑制により人命を保護する
2	救助・救急・医療活動により人命を保護する
3	交通ネットワーク、情報通信機能を確保する
4	必要不可欠な行政機能を確保する
5	生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する
6	「稼ぐ力」を確保できる経済活動の機能を維持する
7	二次災害を発生させない
8	大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする

第4章 脆弱性評価と対応方針

1. 脆弱性評価の考え方

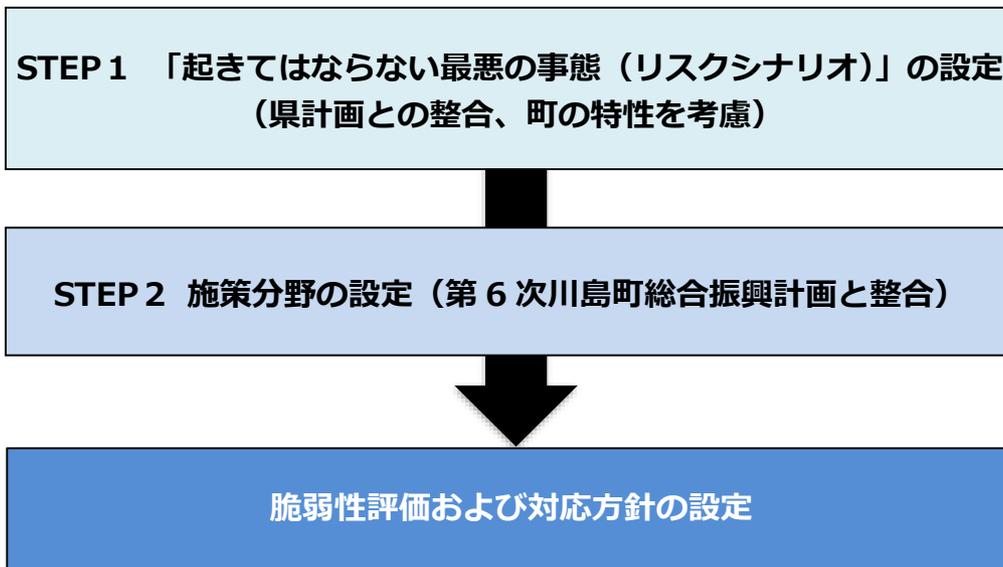
(1) 脆弱性評価とは

想定される災害(P16~19)が発生した場合に「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を引き起こさないように、本町が十分な対策を講じているかを確認し、評価するものです。

(2) 脆弱性評価および対応方針の設定の流れ

「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」について、その発生要因や被害想定等に基づく危険性を十分に考慮し、以下のような流れで脆弱性評価および対応方針の設定を行います。

【脆弱性評価および対応方針の設定フロー】



2. 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

県計画で設定した「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を基本としつつ、本町の役割や地域特性を考慮して、31 の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定しました。

【川島町の起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）】

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	被害の発生抑制により人命を保護する	1-1	火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態
		1-2	建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態
		1-3	異常気象（浸水・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
		1-4	災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態
		1-5	町民の災害に対する知識不足により、多数の死者・負傷者が発生する事態
2	救助・救急・医療活動により人命を保護する	2-1	救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態
		2-2	医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態
		2-3	ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態
		2-4	疫病・感染症等が大規模発生する事態
3	交通ネットワーク、情報通信機能を確保する	3-1	沿線建築物の倒壊等により、道路が閉塞する事態
		3-2	信号機停止等により、多数の道路で通行障害が発生する事態
		3-3	旅客・物資の輸送が長期間停止する事態
		3-4	情報通信が輻輳・途絶や正確性が低下する事態
4	必要不可欠な行政機能を確保する	4-1	治安の悪化等により、警察需要が大幅に増加する事態
		4-2	町の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
5	生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する	5-1	食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態
		5-2	電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
		5-3	取水停止等により、給水停止が長期化する事態
		5-4	汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態
		5-5	地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態
6	「稼ぐ力」を確保できる経済活動の機能を維持する	6-1	農業・産業の生産力が大幅に低下する事態
		6-2	金融機能の大幅低下等により、経済活動が停滞する事態
7	二次災害を発生させない	7-1	消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態
		7-2	洪水抑制機能が大幅に低下する事態
		7-3	危険物・有害物質等が流出する事態
8	大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする	8-1	大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態
		8-2	町内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態
		8-4	耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態
		8-5	広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態
		8-6	労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態

3. 施策分野の設定

本計画では、「第6次川島町総合振興計画」において設定した「まちづくりの柱（戦略目標の設定）」を施策分野として設定しました。

【第6次川島町総合振興計画 まちづくりの柱】

- 【まもる】未来に続く安全・安心な暮らしをまもる
 【つなぐ】未来に向けて人と人をつなぐ
 【つくる】未来へ輝く稼ぐ地域をつくる
 【そだてる】未来へはばたく人材をそだてる

【起きてはならない最悪の事態と施策分野の関係性】

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	施策分野（まちづくりの柱）			
		まもる	つなぐ	つくる	そだてる
1. 被害の発生抑制により人命を保護する	【1-1】火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態	●	●	●	●
	【1-2】建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態	●	●	●	●
	【1-3】異常気象（浸水・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態	●	●	●	●
	【1-4】災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態	●	●		
	【1-5】町民の災害に対する知識不足により、多数の死者・負傷者が発生する事態	●		●	
2. 救助・救急・医療活動により人命を保護する	【2-1】救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態	●	●		
	【2-2】医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態	●	●		
	【2-3】ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態	●	●		
	【2-4】疫病・感染症等が大規模発生する事態	●			●
3. 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する	【3-1】沿線建築物の倒壊等により、道路が閉塞する事態	●			
	【3-2】信号機停止等により、多数の道路で通行障害が発生する事態	●	●		
	【3-3】旅客・物資の輸送が長期間停止する事態	●	●		
	【3-4】情報通信が輻輳・途絶や正確性が低下する事態	●	●	●	

事前に備えるべき目標		施策分野（まちづくりの柱）			
		起きてはならない最悪の事態	まもる	つなぐ	つくる
4. 必要不可欠な行政機能を確保する	【4-1】治安の悪化等により、警察需要が大幅に増加する事態	●	●	●	
	【4-2】町の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態	●	●		
5. 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する	【5-1】食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態	●	●	●	
	【5-2】電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態	●	●		
	【5-3】取水停止等により、給水停止が長期化する事態	●	●		
	【5-4】汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態	●	●		
	【5-5】地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態	●			
6. 「稼ぐ力」を確保できる経済活動の機能を維持する	【6-1】農業・産業の生産力が大幅に低下する事態	●		●	
	【6-2】金融機能の大幅低下等により、経済活動が停滞する事態	●		●	
7. 二次災害を発生させない	【7-1】消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態	●			
	【7-2】洪水抑制機能が大幅に低下する事態	●			
	【7-3】危険物・有害物質等が流出する事態	●			
8. 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする	【8-1】大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態	●			
	【8-2】町内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	●	●		
	【8-3】土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態	●			
	【8-4】耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態	●		●	
	【8-5】広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態	●			
	【8-6】労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態	●	●		

4. 脆弱性評価および対応方針の設定

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに脆弱性の評価を行い、その結果に基づき対応方針を設定しました。

また、対応方針の進捗状況を可能な限り定量的に把握するため、適宜 KPI（重点業績指標）の設定も行いました。

1-1 火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態	
脆弱性の評価	<p>【消防・救急体制の弱体化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防、救急支援が迅速に行われる体制構築のため、資器材や人員の確保に取り組み、併せて、消防団員等の初期消防活動を担う人材の確保等に取り組む必要があります。 <p>【自主防災組織の弱体化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織の活動を地域で効果的に行えるように、自主防災組織の育成を図り、地域防災力の充実・強化に取り組む必要があります。 <p>【空き家の増加】</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時における建物倒壊や延焼の危険性を低減させるために、空き家の解体・除却、利活用を促進する必要があります。 <p>【耕作放棄地の拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時における延焼の危険性等を低減させるために、耕作放棄地の拡大防止に取り組む必要があります。 <p>【都市公園における防災機能の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> 火災時における避難場所として必要な機能の維持・充実を図るため、都市公園の適切な維持・管理に取り組む必要があります。
	
対応方針	<p>【消防・救急体制の充実・強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 常備消防の消防資器材の維持・管理を行い、計画的に高機能資器材へ更新することで強化を図ります。また、非常備消防の資器材や消防車両等の整備を図り、消防団員の活動環境の充実を図ります。 <p>【自主防災組織の充実・強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害発生時における自主的かつ組織的な活動を可能とするため、地域防災力の向上を図ることを目的としたリーダーの育成や防災訓練等を支援します。 <p>【空き家対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 空き家の解体・除却に対する費用を助成することで、管理不全な空き家の解消を図ります。 <p>【耕作放棄地の拡大防止】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地が有する延焼防止等の防災面での多面的な機能活用を図るため、農地の集積・集約により耕作放棄地の拡大防止に取り組めます。 <p>【都市公園における防災機能の充実・強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市公園の適切な維持・管理を進め、火災時の安全性が確保された避難場所として、必要な機能の整備に取り組めます。
施策分野	①まもる ②つなぐ ③つくる ④そだてる

【KPI の設定】

指標	現状値（R2年度）	目標値（R7年度）
地域防災リーダーの人数	7人	15人
消防団員充足率	89.9%	96.1%
空き家の解体・除却に係る補助の利用件数	-	3件
耕作放棄地面積	19.4ha	18.0ha

1-2 建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態

脆弱性の評価

【公共施設の耐震化】

- ・老朽化が進む公共施設やインフラ施設の整備・更新・保全・長寿命化・適正配置等を計画的に推進する必要があります。

【住宅等の耐震化】

- ・地震による建物倒壊や倒壊した建物による交通障害等の被害を最小限にするため、住宅等の建築物について耐震化を促進する必要があります。

【空き家の増加】（再掲）

- ・災害時における建物倒壊や延焼の危険性を低減させるために、空き家の解体・除却、利活用を促進する必要があります。

【避難所・避難場所の機能不足】

- ・災害発生時の避難所・避難場所として必要な機能の維持・充実を図るため、小・中学校やコミュニティセンター等の避難所・避難場所を適切に維持するとともに、充実化を図る必要があります。

【自主防災組織の弱体化】（再掲）

- ・自主防災組織の活動を地域で効果的に行えるように、自主防災組織の育成を図り、地域防災力の充実・強化に取り組む必要があります。

【消防施設の老朽化】

- ・老朽化する消防施設等の計画的な整備を図り、消防機能の適切な維持に取り組む必要があります。

対応方針

【公共施設の維持・管理】

- ・公共施設の延床面積総量を削減しつつ、耐震化された避難所を確保します。また、インフラ施設の耐震化に取り組みます。

【住宅等の耐震化対策の推進】

- ・建物の所有者に対して、耐震化の助言・指導・支援を行うとともに、耐震診断や耐震改修等の重要性の啓発や必要な情報の提供を行います。

【空き家対策の推進】（再掲）

- ・空き家の解体・除却に対する費用を助成することで、管理不全な空き家の解消を図ります。

【避難所・避難場所の充実化】

- ・小・中学校やコミュニティセンター等の避難所・避難場所の適切な維持・充実化を図るため、避難所・避難場所の計画的な整備を進めるとともに、避難者に必要な食料や飲料、生活必需品等の備蓄品を整備することで、避難所・避難場所における環境の維持・充実化を図ります。

【自主防災組織の充実・強化】（再掲）

- ・災害発生時における自主的かつ組織的な活動を可能とするため、地域防災力の向上を図ることを目的としたリーダーの育成や防災訓練等を支援します。

【消防施設の強化】

- ・川越地区消防局の新庁舎を建設し、ライフライン途絶時も最低1週間は情報通信等が行える自家発電機施設を設置するとともに、総合訓練場や臨時場外離着陸場を整備することで、緊急消防援助隊を受援し、活動拠点を形成できるスペースを確保します。併せて、消防指令センターの更なる高度化を検討し、施設や機器等を計画的に更新整備します。

施策分野 ①まもる ②つなぐ ③つくる ④そだてる

【KPIの設定】

指標	現状値（R2年度）	目標値（R7年度）
避難所の耐震化率	100%	100%（維持）
民間建築物の耐震化率	75.2%	90.0%
空き家の解体・除却に係る補助の利用件数（再掲）	-	3件
地域防災リーダーの人数（再掲）	7人	15人

1-3 異常気象（浸水・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態

脆弱性の評価

【災害に対する認識不足】

- ・災害による被害を最小限に抑えるため、想定される被害について、広く周知する必要があります。特に水害による逃げ遅れを防ぐため、ハザードマップ等による啓発を図る必要があります。

【水防体制の弱体化】

- ・水防団、自主防災組織等を中心とした水防訓練の実施により、水害時の的確な対応につながる危機管理体制を構築する必要があります。

【洪水による浸水】

- ・町のほぼ全域が浸水想定区域に指定されているため、計画的に河川整備を進める必要があります。また、町外避難が困難な場合において、水害から生命を守るための取組を進める必要があります。

【内水氾濫等による浸水】

- ・内水被害や道路冠水等の被害軽減を図るため、雨水幹線や排水路（農業用排水路含む）等の整備を計画的に進める必要があります。

【自主防災組織の弱体化】（再掲）

- ・自主防災組織の活動を地域で効果的に行えるように、自主防災組織の育成を図り、地域防災力の充実・強化に取り組む必要があります。

【避難所・避難場所の機能不足】（再掲）

- ・災害発生時の避難所・避難場所として必要な機能の維持・充実を図るため、小・中学校やコミュニティセンター等の避難所・避難場所を適切に維持するとともに、充実化を図る必要があります。

【排水機場等の停止】

- ・水害の被害軽減に資する施設でもある排水機場等の老朽化対策に取り組む必要があります。



対応方針

【避難行動の周知・啓発】

- ・ハザードマップ等の出前講座等を実施することにより、町民に対して災害時における避難行動の周知、啓発を進めます。特に水害における浸水想定は町内全域となっていることから、町外への避難を広く周知します。

【水防体制の強化】

- ・町外避難場所への広域避難を想定した実践的な水防訓練の実施により、水害時の危機管理体制の充実・強化に取り組みます。

【河川改修の推進】

- ・荒川、入間川、越辺川、都幾川、市野川の管理者である国および県に対して河川改修の促進を図ります。

【高台避難場所の整備】

- ・大規模水害が発生した際に、町民が一時的に避難するため、高台避難場所の整備を進めます。

【内水被害対策の推進】

- ・雨水幹線や排水路（農業用排水路含む）等の整備を計画的に進め、集中豪雨等による浸水被害の拡大を防ぎます。

【自主防災組織の充実・強化】（再掲）

- ・災害発生時における自主的かつ組織的な活動を可能とするため、地域防災力の向上を図ることを目的としたリーダーの育成や防災訓練等を支援します。

【避難所・避難場所の充実化】（再掲）

- ・小・中学校やコミュニティセンター等の避難所・避難場所の適切な維持・充実化を図るため、避難所・避難場所の計画的な整備を進めるとともに、避難者に必要な食料や飲料、生活必需品等の備蓄品を整備することで、避難所・避難場所における環境の維持・充実化を図ります。

【排水機場等の維持・管理】

- ・水害の被害軽減を図るため、排水機場等の適切な維持・管理に取り組みます。

施策分野 ①まもる ②つなぐ ③つくる ④そだてる

【KPI の設定】

指標	現状値（R2年度）	目標値（R7年度）
ハザードマップ・ガイドブック出前講座開催数	-	6回
地域防災リーダーの人数（再掲）	7人	15人
高台避難場所の箇所数（工事着手）	0か所	1か所
飯島雨水幹線整備進捗率	68.5%	71.0%
道路側溝の整備延長	380m	1,800m
排水路の整備延長	60m	600m
農業用排水路の整備延長	140m	600m

1-4 災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態

脆弱性の評価	<p>【防災拠点の機能不足】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における防災対策拠点としての機能を確保するために、庁舎の適切な維持・管理に取り組む必要があります。 <p>【災害対策本部における情報通信機能の不足】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部において情報通信機能の輻輳、途絶を防ぐため、情報通信機能の充実・強化を図る必要があります。 <p>【自主防災組織の弱体化】（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の活動を地域で効果的に行えるように、自主防災組織の育成を図り、地域防災力の充実・強化に取り組む必要があります。
	
対応方針	<p>【防災拠点機能の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用設備等の定期点検の実施や庁舎の適切な維持・管理を行うとともに、職員、資器材、情報およびライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先すべき業務を定め、災害時に防災対策拠点として必要な機能の確保に取り組みます。 <p>【災害対策本部における情報通信機能の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部や防災関係機関等の災害情報を迅速に収集、伝達するため、災害情報ネットワークの構築や通信連絡体制の整備を図ります。 <p>【自主防災組織の充実・強化】（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時における自主的かつ組織的な活動を可能とするため、地域防災力の向上を図ることを目的としたリーダーの育成や防災訓練等を支援します。
施策分野	①まもる ②つなぐ

【KPI の設定】

指標	現状値（R2年度）	目標値（R7年度）
地域防災リーダーの人数（再掲）	7人	15人

1-5 町民の災害に対する知識不足により、多数の死者・負傷者が発生する事態

脆弱性の評価

【災害に対する認識不足】（再掲）

- ・災害による被害を最小限に抑えるため、想定される被害について、広く周知する必要があります。特に水害による逃げ遅れを防ぐため、ハザードマップ等による啓発を図る必要があります。

【自主防災組織の弱体化】（再掲）

- ・自主防災組織の活動を地域で効果的に行えるように、自主防災組織の育成を図り、地域防災力の充実・強化に取り組む必要があります。



対応方針

【避難行動の周知・啓発】（再掲）

- ・ハザードマップ等の出前講座等を実施することにより、町民に対して災害時における避難行動の周知、啓発を進めます。特に水害における浸水想定は町内全域となっていることから、町外への避難を広く周知します。

【防災教育の実施】

- ・小・中学校では防災の専門家等による講演会等の実施、各教科を通じた防災教育に取り組みます。

【自主防災組織の充実・強化】（再掲）

- ・災害発生時における自主的かつ組織的な活動を可能とするため、地域防災力の向上を図ることを目的としたリーダーの育成や防災訓練等を支援します。

施策分野

①まもる ③つくる

【KPI の設定】

指標	現状値（R2年度）	目標値（R7年度）
ハザードマップ・ガイドブック出前講座開催数(再掲)	-	6回

2-1 救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態

脆弱性の評価	<p>【消防・救急体制の弱体化】（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防、救急支援が迅速に行われる体制構築のため、資器材や人員の確保に取り組み、併せて、消防団員等の初期消防活動を担う人材の確保等に取り組む必要があります。 <p>【受援体制の不足】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模災害における外部からの応援受入体制を整備する必要があります。 <p>【自主防災組織の弱体化】（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織の活動を地域で効果的に行えるように、自主防災組織の育成を図り、地域防災力の充実・強化に取り組む必要があります。
--------	---



対応方針	<p>【消防・救急体制の充実・強化】（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> 常備消防の消防資器材の維持・管理を行い、計画的に高機能資器材へ更新することで強化を図ります。また、非常備消防の資器材や消防車両等の整備を図り、消防団員の活動環境の充実を図ります。 <p>【受援体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模災害時において、県への派遣要請等における応援を迅速に行うため、受援計画の策定を検討します。 <p>【自主防災組織の充実・強化】（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害発生時における自主的かつ組織的な活動を可能とするため、地域防災力の向上を図ることを目的としたリーダーの育成や防災訓練等を支援します。
------	--

施策分野	①まもる ②つなぐ
------	--------------

【KPI の設定】

指標	現状値（R2年度）	目標値（R7年度）
消防団員充足率（再掲）	89.9%	96.1%
地域防災リーダーの人数（再掲）	7人	15人

2-2 医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態

脆弱性の評価	<p>【医療体制の機能不足】</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害により多くの負傷者が町内全域にわたり発生した際においても、人材や医薬品等の不足により医療機能が停止しない医療体制の整備に取り組む必要があります。 <p>【自主救護体制の不足】</p> <ul style="list-style-type: none"> 初期医療をより円滑に行うため、地域の自主防災組織等が軽微な負傷者への応急救護活動を可能とする取組を進める必要があります。
--------	---



対応方針	<p>【広域的な医療体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県や医師会等と協議を行い、広域的な応援協力に関する情報連絡網の整備を図るとともに、後方医療機関への搬送等を行うため医療関係機関等との連携体制を整備します。 <p>【自主救護体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織等による自主的な救護活動が行えるように、止血、人工呼吸、AED等の応急救護訓練を行います。
------	---

施策分野	①まもる ②つなぐ
------	--------------

2-3 ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態

脆弱性の評価

【生活基盤施設の機能不全】

・災害時においても、上下水道事業を継続するために、施設の機能確保や早期回復を図れる体制を構築する必要があります。

【上水道施設の停止】

・地震による給水停止等を防ぐために、浄水場施設や管路の更新、耐震化を推進する必要があります。

【下水道施設の停止】

・雨水等の浸入水を防ぎ、汚水処理を滞りなく行うため、下水道の適切な維持・管理、耐震化に取り組む必要があります。

【仮設トイレの不足】

・災害時における公衆衛生環境を確保するため、仮設トイレを整備する必要があります。

対応方針

【重要性の高い生活基盤施設の機能確保】

・施設の適切な維持・管理を行うとともに、職員、資器材、情報およびライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先すべき業務を定め、災害時における必要な機能の確保、体制の構築に取り組みます。

【上水道施設の長寿命化・耐震化】

・災害発生時においても、上水道が停止することなく、町民が利用可能な環境を維持するため、浄水場施設や管路の更新、耐震化を実施します。

【下水道施設の長寿命化】

・下水道の適切な維持・管理に取り組み、災害時においても衛生的な環境を確保するため、雨水の浸入水対策等を図ります。

【仮設トイレの確保】

・簡易トイレや処理袋の備蓄等、仮設トイレの維持・管理を図るとともに、避難所等の災害用マンホールトイレの整備に取り組みます。

施策分野

①まもる ②つなぐ

【KPIの設定】

指標	現状値（R2年度）	目標値（R7年度）
水道施設等耐震化総延長	3,565m	10,621m
管渠、最終柵老朽化調査率（下水道）	46%	80%
マンホールトイレ整備数	30基	42基

2-4 疫病・感染症等が大規模発生する事態	
脆弱性の評価	<p>【避難所・避難所での感染症の危険性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所・避難場所における疫病や感染症等を防ぐため、災害時の避難所・避難場所に必要な機能の充実を図る必要があります。また、従来どおりの方法で避難所・避難場所の開設・運営を行うと新型コロナウイルス感染症等、集団感染を招く恐れがあるため、感染症対策に留意した避難所・避難場所の開設・運営に取り組む必要があります。 <p>【医療体制の機能不足】（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害により多くの負傷者が町内全域にわたり発生した際においても、人材や医薬品等の不足により医療機能が停止しない医療体制の整備に取り組む必要があります。
対応方針	<p>【避難所・避難場所での感染症対策の充実化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛生用品等の備蓄品の充実化を図るとともに、災害時における感染症対策を踏まえた避難所・避難場所の開設・運営に取り組みます。 <p>【広域的な医療体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県や医師会等と協議を行い、広域的な応援協力に関する情報連絡網の整備を図るとともに、後方医療機関への搬送等を行うため医療関係機関等との連携体制を整備します。
施策分野	①まもる ④そだてる

3-1 沿線建築物の倒壊等により、道路が閉塞する事態	
脆弱性の評価	<p>【緊急輸送道路等の途絶】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な地震が発生した際においても、緊急輸送道路等により円滑な移動等が可能な環境整備に取り組む必要があります。 <p>【空き家の増加】（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における建物倒壊や延焼の危険性を低減させるために、空き家の解体・除却、利活用を促進する必要があります。
対応方針	<p>【緊急輸送道路等の沿道の建物の耐震化等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送道路沿線地域の建物の耐震化を促進するとともに、平常時からブロック塀、看板、歩道の路面状態等について点検し、円滑な移動環境の確保に努めます。 <p>【空き家対策の推進】（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き家の解体・除却に対する費用を助成することで、管理不全な空き家の解消を図ります。
施策分野	① まもる

3-2 信号機停止等により、多数の道路で通行障害が発生する事態

脆弱性の評価	<p>【道路交通障害の危険性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害による交通渋滞や交通事故の発生、道路上における障害物の放置等を防止する取組を進める必要があります。 <p>【電力停止による信号機の機能不全】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生に伴う電力供給停止により信号機が機能不全に陥る状況を未然に防ぐ取組を進める必要があります。 <p>【道路交通情報の伝達の遅れ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路閉鎖や交通渋滞等、災害発生後の道路交通情報を広く速やかに、町民へ伝える取組を進める必要があります。
--------	--



対応方針	<p>【道路交通安全の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における交通ルールの普及啓発を進めるとともに、緊急輸送道路等上の障害物や放置車両等の撤去体制の構築を図ります。 <p>【電源付加装置^{※1}の設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信号機の機能不全を防止するため、警察へ電源付加装置の設置を働きかけます。 <p>【道路交通情報の伝達手段の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生後の町内の道路交通情報を伝達するため、有効な伝達手段であるメールや SNS（ライン等）等の活用を進めます。
------	--

施策分野	① まもる ② つなぐ
------	----------------

※1：停電により信号機への電源供給が遮断された場合、設置された発動発電機が自動的に起動して、信号機に電源を供給し、信号機の機能を維持する装置

3-3 旅客・物資の輸送が長期間停止する事態

脆弱性の評価	<p>【道路交通障害の危険性】（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害による交通渋滞や交通事故の発生、道路上における障害物の放置等を防止する取組を進める必要があります。 <p>【災害による道路の閉塞】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険な地域からの避難や町民への食料・日用品の支給が円滑に実施できるよう、主要幹線道路の整備を進める必要があります。 ・災害発生時においても安心・安全な道路環境を保つため、道路の維持・管理に取り組む必要があります。
--------	---



対応方針	<p>【道路交通安全の確保】（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における交通ルールの普及啓発を進めるとともに、緊急輸送道路等上の障害物や放置車両等の撤去体制の構築を図ります。 <p>【道路の維持・強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の適切な避難や被災者への物資の支援等を速やかに行うために、主要幹線道路の整備を推進します。 ・道路の維持・管理に取り組み、災害発生時における安心・安全な道路環境を維持します。
------	---

施策分野	① まもる ② つなぐ
------	----------------

【KPI の設定】

指標	現状値（R2年度）	目標値（R7年度）
町道 1-2、2-21、2-23 号線の整備延長	0m	300m
舗装個別施設計画に基づく幹線道路の修繕延長	0m	5,300m

3-4 情報通信が輻輳・途絶や正確性が低下する事態

脆弱性の評価

【情報通信手段の不足】

- ・災害情報等を迅速かつ正確に町民に伝達するため、戸別受信機等の情報伝達手段の普及や情報伝達体制の構築を図る必要があります。

【情報通信基盤の機能不全】

- ・災害時において、町民が必要な災害情報の容易な取得と家族等への連絡手段が確保できるよう避難所の情報基盤を整備する必要があります。

【災害対策本部における情報通信機能の不足】（再掲）

- ・災害対策本部において情報通信機能の輻輳、途絶を防ぐため、情報通信機能の充実・強化を図る必要があります。

【DX への対応の遅れ】

- ・激甚化する災害に対応するため、ICT 技術を活用した災害情報の取得や迅速な情報発信・収集等を推進する必要があります。



対応方針

【多様な情報通信手段の確保】

- ・災害情報等を迅速かつ正確に町民へ伝達するため、戸別受信機の普及に取り組みます。
- ・町 HP による災害情報等の発信だけでなく、有効な伝達手段であるメールや SNS（ライン等）等を活用し、多様な情報伝達体制の整備を図ります。

【情報通信基盤の整備】

- ・避難所・避難場所においても町民が必要な災害情報の取得と家族等への連絡手段を確保するため、避難所・避難場所のインターネット環境の整備等に取り組みます。

【災害対策本部における情報通信機能の強化】（再掲）

- ・災害対策本部や防災関係機関等の災害情報を迅速に収集、伝達するため、災害情報ネットワークの構築や通信連絡体制の整備を図ります。

【災害対応等における DX の推進】

- ・激甚化する災害に対応するため、災害時のドローン活用や町民との迅速な連絡手段の確保のため、最新のデジタル技術の導入を検討します。

施策分野 ①まもる ②つなぐ ③つくる

【KPI の設定】

指標	現状値（R2 年度）	目標値（R7 年度）
行政事業への新たな技術導入数	0 件	3 件以上
戸別受信機貸与数	0 台	6,000 台
かわべえメール、ライン等の登録者数	【かわべえメール】 5,877 人 【ライン】 3,111 人 【ツイッター】 3,640 人	【かわべえメール】 8,000 人 【ライン】 4,000 人 【ツイッター】 4,000 人

4-1 治安の悪化等により、警察需要が大幅に増加する事態	
脆弱性の評価	<p>【地域の治安悪化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生に伴うインフラ機能の停止等により、地域における治安悪化を防止する取組を進める必要があります。 <p>【防犯体制の不足】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防犯対策の推進を図るため、警察や防犯協会等の関係機関との連携強化を図る必要があります。
対応方針	<p>【自治・地域コミュニティの振興】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時においても安心・安全な地域を維持するため、地域で行われるコミュニティ活動や地域防犯活動等を支援します。 <p>【防犯体制の充実化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察や防犯協会と連携し、町民に対する防犯情報の提供や防犯意識の向上を図ることで、自主防犯活動の促進に取り組みます。
施策分野	①まもる ②つなぐ ③つくる

【KPI の設定】

指標	現状値（R2年度）	目標値（R7年度）
自治会加入率	77%	80%
犯罪認知件数	118件	100件

4-2 町の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態	
脆弱性の評価	<p>【防災拠点の機能不足】（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における防災対策拠点としての機能を確保するために、庁舎の適切な維持・管理に取り組む必要があります。 <p>【関係機関との応援協力体制が不十分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内外の市町村と締結している相互応援協定における連絡体制や各種手続きが円滑に行われるよう取り組む必要があります。 <p>【受援体制の不足】（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害における外部からの応援受入体制を整備する必要があります。
対応方針	<p>【防災拠点機能の確保】（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用設備等の定期点検の実施や庁舎の適切な維持・管理を行うとともに、職員、資器材、情報およびライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先すべき業務を定め、災害時に防災対策拠点として必要な機能の確保に取り組みます。 <p>【関係機関との応援協力体制の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応援要請手続きのマニュアル整備、平常時からの情報交換等を実施するとともに、応援協力内容の充実を図ります。 <p>【受援体制の整備】（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害時において、県への派遣要請等における応援を迅速に行うため、受援計画の策定を検討します。
施策分野	①まもる ②つなぐ

5-1 食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態	
脆弱性の評価	<p>【備蓄品の不足】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時において最低限必要となる食料品や生活必需品等の備蓄品の確保、管理に取り組む必要があります。 <p>【備蓄品の適正な保管・管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策に伴う備蓄物資の増加に伴い、備蓄品を保管する場所を確保する必要があります。 <p>【受援体制の不足】（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害における外部からの応援受入体制を整備する必要があります。
	
対応方針	<p>【備蓄品の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食料の備蓄計画に基づき必要な食料を備蓄するとともに、町内の販売業者および製造業者と物資調達に関する協定を結び供給体制の整備に努めます。また、生活必需品についても備蓄計画に基づき備蓄を進めるとともに、生産者および販売業者と物資調達に関する協定の締結に努めます。 <p>【備蓄品の保管場所の充実・強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各避難所・避難場所における備蓄物資の保管場所を確保し、計画的な配備を図ります。特に水害においては、町内全域が浸水する想定のため、浸水深を考慮した保管場所を検討します。 <p>【受援体制の整備】（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害時において、県への派遣要請等における応援を迅速に行うため、受援計画の策定を検討します。
施策分野	①まもる ②つなぐ ③つくる

5-2 電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態	
脆弱性の評価	<p>【電力・ガスの供給停止】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時においても、生活関連施設としての機能を維持するための取組を進める必要があります。 ・エネルギー供給源の多様化や再生可能エネルギーや自立分散型エネルギーの導入を推進する必要があります。
	
対応方針	<p>【電力・ガスの供給体制の充実化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力事業者に対して、各設備に有効な予防方策を講じ被害を防止するとともに、二次災害の発生を防ぐ取組の推進を働きかけます。 ・ガス事業者に対して、ガス施設に被害が生じた際は、二次災害発生を防止するとともに、応急復旧を実施し、ライフラインとしての機能を維持できるよう働きかけます。 ・太陽光発電施設や可搬型蓄電池設備の整備、建設予定のごみ処理施設において発生するエネルギー等を災害時に活用できるよう検討します。
施策分野	①まもる ②つなぐ

5-3 取水停止等により、給水停止が長期化する事態

脆弱性の評価	<p>【上水道施設の停止】（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震による給水停止等を防ぐために、浄水場施設や管路の更新、耐震化を推進する必要があります。 <p>【生活基盤施設の機能不全】（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時においても、上下水道事業を継続するために、施設の機能確保や早期回復を図れる体制を構築する必要があります。
--------	--

対応方針	<p>【上水道施設の長寿命化・耐震化】（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害発生時においても、上水道が停止することなく、町民が利用可能な環境を維持するため、浄水場施設や管路の更新、耐震化を実施します。 <p>【重要性の高い生活基盤施設の機能確保】（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の適切な維持・管理を行うとともに、職員、資器材、情報およびライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先すべき業務を定め、災害時における必要な機能の確保、体制の構築に取り組みます。
------	--

施策分野	①まもる ②つなぐ
------	--------------

【KPIの設定】

指標	現状値（R2年度）	目標値（R7年度）
水道施設等耐震化総延長	3,565m	10,621m

5-4 汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態

脆弱性の評価	<p>【下水道施設の停止】（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> 雨水等の浸入水を防ぎ、汚水処理を滞りなく行うため、下水道の適切な維持・管理、耐震化に取り組む必要があります。 <p>【仮設トイレの不足】（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時における公衆衛生環境を確保するため、仮設トイレを整備する必要があります。
--------	--

対応方針	<p>【下水道施設の長寿命化】（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> 下水道の適切な維持・管理に取り組み、災害時においても衛生的な環境を確保するため、雨水の浸入水対策等を図ります。 <p>【仮設トイレの確保】（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> 簡易トイレや処理袋の備蓄等、仮設トイレの維持・管理を図るとともに、避難所等の災害用マンホールトイレの整備に取り組みます。
------	--

施策分野	①まもる ②つなぐ
------	--------------

【KPIの設定】

指標	現状値（R2年度）	目標値（R7年度）
管渠、最終柵老朽化調査率（下水道）（再掲）	46%	80%
マンホールトイレ整備数（再掲）	30基	42基

5-5 地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態

脆弱性の評価

【自主防災組織の弱体化】（再掲）
 ・自主防災組織の活動を地域で効果的に行えるように、自主防災組織の育成を図り、地域防災力の充実・強化に取り組む必要があります。
 【受援体制の不足】（再掲）
 ・大規模災害における外部からの応援受入体制を整備する必要があります。



対応方針

【自主防災組織の充実・強化】（再掲）
 ・災害発生時における自主的かつ組織的な活動を可能とするため、地域防災力の向上を図ることを目的としたリーダーの育成や防災訓練等を支援します。
 【受援体制の整備】（再掲）
 ・大規模災害時において、県への派遣要請等における応援を迅速に行うため、受援計画の策定を検討します。

施策分野 ①まもる

【KPIの設定】

指標	現状値（R2年度）	目標値（R7年度）
地域防災リーダーの人数（再掲）	7人	15人

6-1 農業・産業の生産力が大幅に低下する事態

脆弱性の評価

【農地の有効利用が不十分】
 ・営農環境の改善や耕作放棄地の解消等の農地の有効利用を進める必要があります。
 【農業の担い手の不足】
 ・農業振興や農地の維持・管理を支える人材の確保・育成に取り組む必要があります。
 【商工業の停滞】
 ・民間企業や各種団体が円滑に事業活動を展開できるよう各種支援や人材確保に取り組む必要があります。



対応方針

【農地有効利用の推進】
 ・農地中間管理機構による担い手への農地集積および農地の基盤整備を実施するとともに、耕作放棄地の発生防止や農地の賃借仲介等により、農地の有効利用を図ります。
 【新規就農者の確保・育成】
 ・認定新規就農者や農業参入を目指す企業等の効率的かつ安定的な農業経営を目指して、先進技術の活用等の支援を行います。
 【商工業の活性化支援】
 ・産業基盤整備や販路開拓等の経営支援の実施、関係機関と連携した人材育成や求人ニーズのマッチング等による人材確保に取り組みます。

施策分野 ①まもる ③つくる

【KPIの設定】

指標	現状値（R2年度）	目標値（R7年度）
耕作放棄地面積（再掲）	19.4ha	18.0ha
農地集積面積	692ha	800ha
認定新規就農者数（累計）	12人	14人
商工会会員数	505	555

6-2 金融機能の大幅低下等により、経済活動が停滞する事態	
脆弱性の評価	<p>【中小企業への復旧支援体制の不足】</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災した中小企業においては、施設等の復旧や事業の再開に資金を要することから、早期の事業再建を可能とするための体制を整備する必要があります。 <p>【産業機能の停止】</p> <ul style="list-style-type: none"> 洪水や地震等の大規模な自然災害が発生しても、各事業所への損害を最小限に抑え、重要な事業の継続や早期復旧を図るための取組を促進する必要があります。
	
対応方針	<p>【中小企業への復旧支援体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業再建のため、町・県・国による中小企業関係融資や農業関係融資等の支援事業を推進します。 <p>【事業所の事業継続計画（BCP）の策定支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各事業所において、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法等を取りまとめた事業継続計画（BCP）の周知や策定支援を行います。
施策分野	①まもる ③つくる

7-1 消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態	
脆弱性の評価	<p>【消防・救急体制の弱体化】（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防、救急支援が迅速に行われる体制構築のため、資器材や人員の確保に取り組み、併せて、消防団員等の初期消防活動を担う人材の確保等に取り組む必要があります。 <p>【自主防災組織の弱体化】（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織の活動を地域で効果的に行えるように、自主防災組織の育成を図り、地域防災力の充実・強化に取り組む必要があります。 <p>【耕作放棄地の拡大】（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時における延焼の危険性等を低減させるために、耕作放棄地の拡大防止に取り組む必要があります。
	
対応方針	<p>【消防・救急体制の充実・強化】（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> 常備消防の消防資器材の維持・管理を行い、計画的に高機能資器材へ更新することで強化を図ります。また、非常備消防の資器材や消防車両等の整備を図り、消防団員の活動環境の充実を図ります。 <p>【自主防災組織の充実・強化】（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害発生時における自主的かつ組織的な活動を可能とするため、地域防災力の向上を図ることを目的としたリーダーの育成や防災訓練等を支援します。 <p>【耕作放棄地の拡大防止】（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地が有する延焼防止等の防災面での多面的な機能活用を図るため、農地の集積・集約により耕作放棄地の拡大防止に取り組めます。
施策分野	①まもる

【KPI の設定】

指標	現状値（R2年度）	目標値（R7年度）
消防団員充足率（再掲）	89.9%	96.1%
耕作放棄地面積（再掲）	19.4ha	18.0ha

7-2 洪水抑制機能が大幅に低下する事態

脆弱性の評価

【洪水による浸水】（再掲）
 ・町のほぼ全域が浸水想定区域に指定されているため、計画的に河川整備を進める必要があります。また、町外避難が困難な場合において、水害から生命を守るための取組を進める必要があります。

【内水氾濫等による浸水】（再掲）
 ・内水被害や道路冠水等の被害軽減を図るため、雨水幹線や排水路（農業用排水路含む）等の整備を計画的に進める必要があります。

【排水機場等の停止】（再掲）
 ・水害の被害軽減に資する施設でもある排水機場等の老朽化対策に取り組む必要があります。



対応方針

【河川改修の推進】（再掲）
 ・荒川、入間川、越辺川、都幾川、市野川の管理者である国および県に対して河川改修の促進を図ります。

【内水被害対策の推進】（再掲）
 ・雨水幹線や排水路（農業用排水路含む）等の整備を計画的に進め、集中豪雨等による浸水被害の拡大を防ぎます。

【排水機場等の維持・管理】（再掲）
 ・水害の被害軽減を図るため、排水機場等の適切な維持・管理に取り組みます。

施策分野 ① **まもる**

【KPIの設定】

指標	現状値（R2年度）	目標値（R7年度）
飯島雨水幹線整備進捗率（再掲）	68.5%	71.0%
道路側溝の整備延長（再掲）	380m	1,800m
排水路の整備延長（再掲）	60m	600m
農業用排水路の整備延長（再掲）	140m	600m

7-3 危険物・有害物質等が流出する事態

脆弱性

【危険物取扱施設からの流出リスク】
 ・災害により、危険物や有害物質等の流出が生じないように、危険物取扱施設の安全性の確保を図る必要があります。



対応方針

【危険物取扱施設の安全化】
 ・町、県、消防により、危険物取扱施設の安全確保のため、実態把握に努めるとともに、事業所に対して指導の強化や危険物等の取り扱いに係る普及啓発を図ります。

施策分野 ① **まもる**

8-1 大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態

脆弱性の評価	<p>【災害廃棄物等の処理体制の不足】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物等の仮置場としての機能を確保するため、町有地の適切な維持・管理に取り組む必要があります。 ・大規模な災害発生に伴い大量の災害廃棄物等が発生した際は、町有地以外の仮置場を確保する必要があります。 <p>【災害廃棄物処理等に係る協力体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害が発生した場合は、災害廃棄物等が大量に発生することが想定されるため、国、県、近隣市町村と協力体制を構築する必要があります。 <p>【ごみ処理施設の老朽化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化したごみ処理施設について、災害廃棄物等の処理機能を維持する必要があります。
---------------	--



対応方針	<p>【災害廃棄物等の仮置場の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物等の仮置場として、町有地の適切な維持・管理を図ります。 ・災害廃棄物等の保管に必要な面積が確保できない場合は、長期間利用が見込まれていない民有地等の借用を検討し、仮置場の確保を図ります。 <p>【災害廃棄物処理等に係る協力体制の充実・強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の種類や量に応じた処理計画を整備し、国、県、市町村間での災害廃棄物処理等の協力体制の充実・強化を図ります。 <p>【ごみ処理施設の建設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理施設を新たに建設することで、災害廃棄物等の処理機能の充実・強化を図ります。
-------------	---

施策分野	①まもる
-------------	-------------

【KPIの設定】

指標	現状値（R2年度）	目標値（R4年度）
ごみ処理施設の建設候補地の決定	0か所	1か所

8-2 町内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性の評価

【道路交通障害の危険性】（再掲）

・災害による交通渋滞や交通事故の発生、道路上における障害物の放置等を防止する取組を進める必要があります。

【生活基盤施設の機能不全】（再掲）

・災害時においても、上下水道事業を継続するために、施設の機能確保や早期回復を図れる体制を構築する必要があります。

【上水道施設の停止】（再掲）

・地震による給水停止等を防ぐために、浄水場施設や管路の更新、耐震化を推進する必要があります。

【下水道施設の停止】（再掲）

・雨水等の浸入水を防ぎ、汚水処理を滞りなく行うため、下水道の適切な維持・管理、耐震化に取り組む必要があります。

【災害廃棄物等の処理体制の不足】（再掲）

・災害廃棄物等の仮置場としての機能を確保するため、町有地の適切な維持・管理に取り組む必要があります。

・大規模な災害発生に伴い大量の災害廃棄物等が発生した際は、町有地以外の仮置場を確保する必要があります。



対応方針

【道路交通安全の確保】（再掲）

・災害時における交通ルールの普及啓発を進めるとともに、緊急輸送道路等上の障害物や放置車両等の撤去体制の構築を図ります。

【重要性の高い生活基盤施設の機能確保】（再掲）

・施設の適切な維持・管理を行うとともに、職員、資器材、情報およびライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先すべき業務を定め、災害時における必要な機能の確保、体制の構築に取り組みます。

【上水道施設の長寿命化・耐震化】（再掲）

・災害発生時においても、上水道が停止することなく、町民が利用可能な環境を維持するため、浄水場施設や管路の更新、耐震化を実施します。

【下水道施設の長寿命化】（再掲）

・下水道の適切な維持・管理に取り組み、災害時においても衛生的な環境を確保するため、雨水の浸入水対策等を図ります。

【災害廃棄物等の仮置場の確保】（再掲）

・災害廃棄物等の仮置場として、町有地の適切な維持・管理を図るとともに、処理体制の整備を図ります。

・災害廃棄物等の保管に必要な面積が確保できない場合は、長期間利用が見込まれていない民有地等の借用を検討し、仮置場の確保を図ります。

施策分野 ①まもる ②つなぐ

【KPIの設定】

指標	現状値（R2年度）	目標値（R7年度）
水道施設等耐震化総延長（再掲）	3,565m	10,621m
管渠、最終樹老朽化調査率（下水道）（再掲）	46%	80%

8-3 土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態

脆弱性の評価

【所有者不明の空き家による復旧・復興の遅滞】
 ・災害発生後に、倒壊や焼失した所有者不明の空き家が復旧・復興事業の妨げとならないように空き家等対策に取り組む必要があります。

【平常時からの災害復興の準備が不十分】
 ・土地境界情報の消失等に伴う広域的な被害が発生した場合を想定し、更なる復旧・復興の事前準備に取り組む必要があります。

対応方針

【空き家対策の推進】（再掲）
 ・空き家の解体・除却に対する費用を助成することで、管理不全な空き家の解消を図ります。

【復興事前準備の検討】
 ・早期に的確な復興まちづくりに着手できるように、事前に被災後の復興まちづくりを考える復興事前準備の取組を検討します。

施策分野 ①まもる

【KPIの設定】

指標	現状値（R2年度）	目標値（R7年度）
空き家の解体・除却に係る補助の利用件数（再掲）	-	3件
民間建築物の耐震化率（再掲）	75.2%	90.0%

8-4 耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態

脆弱性の評価

【耕作放棄地の拡大】（再掲）
 ・災害時における延焼の危険性等を低減させるために、耕作放棄地の拡大防止に取り組む必要があります。

【農業の担い手の不足】（再掲）
 ・農業振興や農地の維持・管理を支える人材の確保・育成に取り組む必要があります。

対応方針

【耕作放棄地の拡大防止】（再掲）
 ・農地が有する延焼防止等の防災面での多面的な機能活用を図るため、農地の集積・集約により耕作放棄地の拡大防止に取り組みます。

【新規就農者の確保・育成】（再掲）
 ・認定新規就農者や農業参入を目指す企業等の効率的かつ安定的な農業経営を目指して、先進技術の活用等の支援を行います。

施策分野 ①まもる ③つくる

【KPIの設定】

指標	現状値（R2年度）	目標値（R7年度）
耕作放棄地面積（再掲）	19.4ha	18.0ha
認定新規就農者数（累計）（再掲）	12人	14人

8-5 広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態

脆弱性の評価	<p>【洪水による浸水】（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町のほぼ全域が浸水想定区域に指定されているため、計画的に河川整備を進める必要があります。また、町外避難が困難な場合において、水害から生命を守るための取組を進める必要があります。 <p>【内水氾濫等による浸水】（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内水被害や道路冠水等の被害軽減を図るため、雨水幹線や排水路（農業用排水路含む）等の整備を計画的に進める必要があります。 <p>【排水機場等の停止】（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水害の被害軽減に資する施設でもある排水機場等の老朽化対策に取り組む必要があります。
対応方針	<p>【河川改修の推進】（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荒川、入間川、越辺川、都幾川、市野川の管理者である国および県に対して河川改修の促進を図ります。 <p>【内水被害対策の推進】（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨水幹線や排水路（農業用排水路含む）等の整備を計画的に進め、集中豪雨等による浸水被害の拡大を防ぎます。 <p>【排水機場等の維持・管理】（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水害の被害軽減を図るため、排水機場等の適切な維持・管理に取り組みます。
施策分野	①まもる

【KPI の設定】

指標	現状値（R2年度）	目標値（R7年度）
飯島雨水幹線整備進捗率（再掲）	68.5%	71.0%
道路側溝の整備延長（再掲）	380m	1,800m
排水路の整備延長（再掲）	60m	600m
農業用排水路の整備延長（再掲）	140m	600m

8-6 労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態

脆弱性の評価	<p>【人的資源の不足】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な自然災害が発生した場合においても、早期に復旧・復興を進めるため、それらを担う人的資源の確保に取り組む必要があります。 ・近年の災害復興では、ボランティアも重要な人的資源として考えられており、それらを有効活用する環境整備を行う必要があります。
対応方針	<p>【応援協力体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内外の市町村と締結している災害時の相互応援協定の強化に努めるとともに、国からの応援受入体制の整備を図ります。 ・ボランティアによる迅速かつ効果的な復旧・復興が行えるように、川島町社会福祉協議会やボランティア団体等と連携しながら活動環境の整備に取り組めます。
施策分野	①まもる ②つなぐ

5. 重点化プログラムの設定

限られた資源で効率的・効果的に本町の強靱化を進めるためには、優先的に取り組む施策を明確にして、重点的に取組を進める必要があります。

そのため、本計画では31の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を対象として、以下の3つの視点に基づき重点化を図る取組を設定しました。

(1) 第6次川島町総合振興計画の重点施策との整合

本町の最上位計画である「第6次川島町総合振興計画」では、4つのまちづくりの柱（P24）を掲げ、戦略目標達成の要となる重点施策を設定しています。

町の強靱化を図る上で、これらのまちづくりの柱と整合を図ることは重要であることから、重点施策と関連性が強いリスクシナリオの重点化を行います。

(2) 町独自に設定したリスクシナリオ

本計画では、県計画のリスクシナリオを踏襲するとともに、本町の特性や近年のトレンド等を考慮して、町独自のリスクシナリオの設定も行いました。

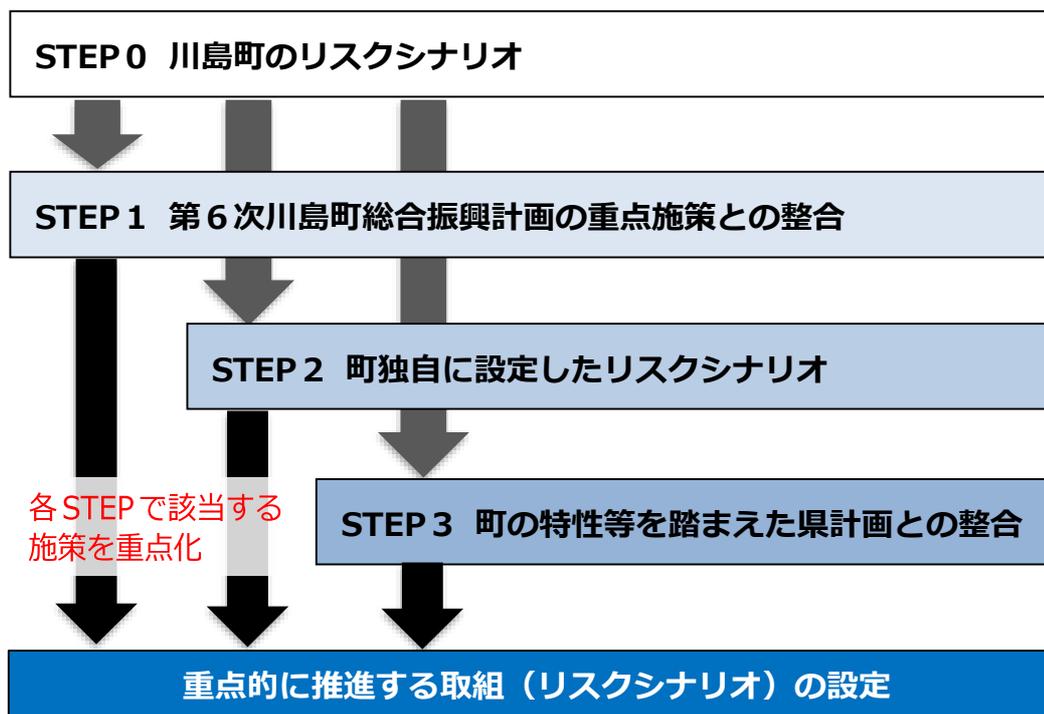
本町の特性等を考慮して設定した町独自のリスクシナリオは、本町にとって重要であることから、リスクシナリオの重点化を行います。

(3) 町の特性等を踏まえた県計画との整合

県計画では37のリスクシナリオを設定し、その中の18のリスクシナリオを重点的に推進する取組としています。

リスクシナリオの設定と同様に、県計画との整合を図ることも重要であることから、「本町の特性に適しているか」、「生命の危機に直結するか」という観点に基づく検討結果を踏まえつつ、県計画との整合を図ります。

【重点的に推進する取組の設定フロー】



(4) 本計画における重点的に推進する取組の設定

前項で示した視点に基づく検討を行った結果、本計画において重点的に推進する取組（リスクシナリオ）は以下のとおりです。

【本計画で重点化するリスクシナリオ】

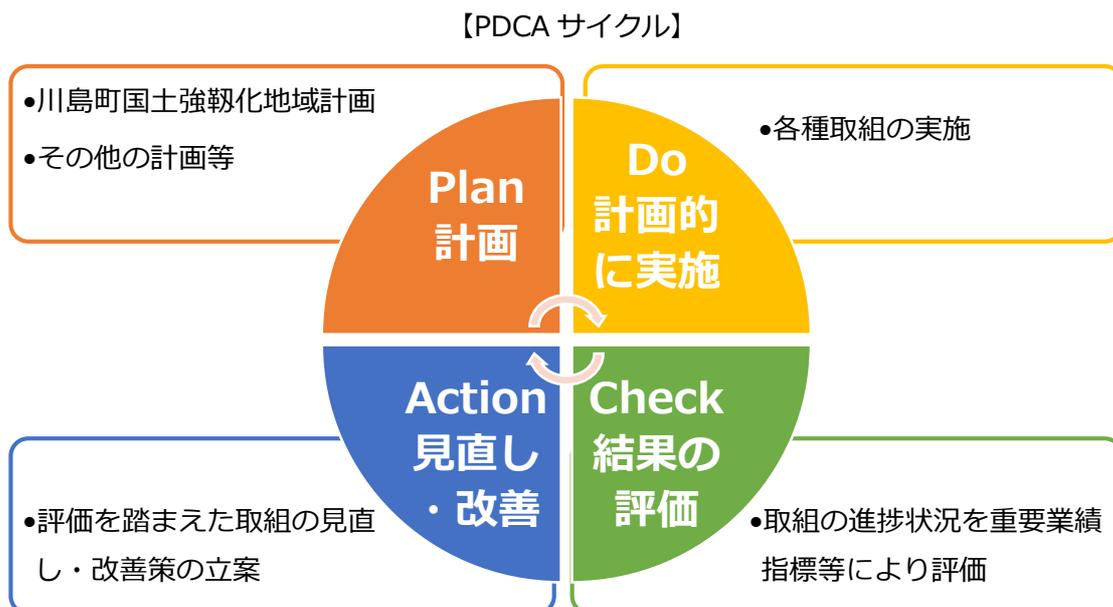
事前に備えるべき目標		リスクシナリオ	
1	被害の発生抑制により人命を保護する	1-1	火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態
		1-2	建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態
		1-3	異常気象（浸水・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
		1-4	災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態
		1-5	町民の災害に対する知識不足により、多数の死者・負傷者が発生する事態
2	救助・救急・医療活動により人命を保護する	2-4	疫病・感染症等が大規模発生する事態
3	交通ネットワーク、情報通信機能を確保する	3-1	沿線建築物の倒壊等により、道路が閉塞する事態
		3-2	信号機停止等により、多数の道路で通行障害が発生する事態
		3-4	情報通信が輻輳・途絶や正確性が低下する事態
4	必要不可欠な行政機能を確保する	4-1	治安の悪化等により、警察需要が大幅に増加する事態
5	生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する	5-1	食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態
6	「稼ぐ力」を確保できる経済活動の機能を維持する	6-2	金融機能の大幅低下等により、経済活動が停滞する事態
7	二次災害を発生させない	7-1	消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態
		7-2	洪水抑制機能が大幅に低下する事態
8	大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする	8-3	土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態
		8-5	広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態

第5章 計画の推進

1. 計画の進捗管理

脆弱性の評価に基づく対応方針による取組については、本町の分野別計画と連携しながら、計画的に推進するとともに、進捗管理を行います。

進捗管理は PDCA サイクルにより、取組の効果を検証し、必要に応じて改善を図りながら、防災・減災のまちづくりを進めていきます。



2. 計画の見直し

地域の強靱化を効果的かつ効率的に推進していくためには、計画の不断の見直しが必要です。本計画は、国土強靱化を取り巻く社会経済情勢や考慮すべき自然災害のリスクの変化、取組の進捗状況等を考慮して、適宜、計画の見直しを行うものとします。

